

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 7 日

平成24年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月7日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成24年3月7日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成24年3月7日 午後3時47分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	6 番	宮 里 清之助 (午後欠席)		
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 祐 司	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸
	教 育 長	仲 地 勇	産 業 振 興 課 参 事	宮 平 優
	政 策 調 整 監	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	総 務 課 長	大 城 直 人	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年3月7日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明について（議案第1号～議案第19号まで）
8		公共事業現場調査

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第1回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成23年12月17日～平成24年3月9日

- | | |
|-------|---|
| 1月 5日 | 南部市町村議会議長会総会（パシフィックホテル沖縄）
南部地区関係団体新年懇親会（パシフィックホテル沖縄） |
| 1月 8日 | 平成24年成人式（阿嘉島離島振興総合センター） |
| 1月12日 | ホエールウォッチングフェスタオープニングセレモニー（那覇空港） |
| 1月17日 | 執行部との意見交換会 |
| 1月26日 | 例月出納検査27日まで |
| 1月28日 | 第47回村産業まつり（阿嘉島離島振興センター） |
| 2月 6日 | 南部離島町村長議長連絡協議会定例会並びに研修会（自治会館） |
| 2月15日 | 県町村議会議長会定期総会（自治会館） |
| 2月16日 | 県町村議会議員・事務局職員研修会（南風原町立中央公民館） |
| 2月17日 | 県離島振興市町村議会議員：事務局職員研修会（サザンプラザ海邦） |
| 2月23日 | 例月出納検査24日まで |
| 2月29日 | 全員協議会 |
| 3月 7日 | 平成24年第1回定例議会開会 |

これで諸般の報告を終わります。

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうからまた3月定例議会、よろしくお願ひいたします。それでは平成24年第1回座間味村議会3月定例会行政報告を行います。平成23年第4回座間味村議会以降、これは平成23年12月17日以降の主な事項について行政報告をいたします。お手元にお配りをした内容になっておりますので、ご一読いただきたいと思います。

行 政 報 告

平成24年3月7日

- | | |
|-------------|------------------|
| 平成23年12月19日 | JTBとの平成24年度商品打合せ |
| 20日 | 沖縄総合事務局松尾理財課長表敬 |
| 26日 | 第4回消防広域化推進協議会 |

	12月26日	野村朝生氏面談
	27日	かりゆし富山社長面談
	〃	泊埠頭開発社長面談
	〃	官公庁あいさつ回り
	12月28日	御用納め職員訓示式
平成24年	1月 1日	座間味島青年会主催年始会
	2日	初興し
	3日	生年合同祝い（阿嘉・慶留間）
	4日	御用始め職員訓示式
	5日	うみまーる企画井上氏、高松氏面談
	〃	座間味老人クラブ新年会
	6日	平成24年座間味村消防団出初式
	〃	平成23年度南部振興会被表彰者式典（自治功労：仲村三雄）
	〃	平成24年南部地区関係団体合同新年会懇親会及び表彰祝賀会
	7日	阿嘉大橋トリム大会
	8日	平成24年座間味村成人式
	10日	ホエールウォッチングフェスタ安全祈願
	〃	座間味ダイビング協会新年会
	10日	ホエールウォッチングフェスタ安全祈願
	11日	沖縄県庁事務調整
	〃	沖縄偕生園事務調整
	12日	ホエールウォッチングフェスタ2012 オープニングセレモニー
	〃	かりゆしホテル社長平良氏国交大臣表彰祝賀会発起人感謝の集い
	13日	市町村長研修会
	〃	町村会主催 年始会
	14日	体育協会主催 バスケット大会
	〃	尖閣諸島展・尖閣諸島開拓の日記念式典（祝電対応）
	15日	知事を囲む懇親会
	16日	CSテレビインタビュー
	〃	南部離島村長議長連絡協議会 臨時会
		21世紀ビジョン基本計画市町村長意見交換会
	17日	一括交付金等に関する議会との意見交換
	19日	マリンコムズ琉球 新川社長面談
	20日	埼玉県羽生市議会議員薫風会行政視察
	21日	那覇ファミリーフェスタ
	〃	沖縄コンベンションビューロー主催 沖縄観光新春講演会
	23日	RAMスポーツ 浜野氏面談
	24日	琉球大学 片岡先生面談
	〃	沖縄偕生会 安里理事長面談
	〃	アイラス社長面談

1月24日	修学旅行検討委員会
25日	観光大使添畑氏面談
〃	自然保護課富永課長面談
26日	沖縄ナイト 大阪
27日	モンベル会長との意見交換会
〃	沖縄ナイト 東京
28日	健康・福祉まつり
〃	産業祭り
〃	中国テレビ局取材対応
〃	町村会臨時総会（一括交付金配分）
2月 1日	沖縄シップエージェンシー 松田氏面談
2日	「僕と明日香の島歩き」試写会
4日	沖縄振興会議（交付金の県・市町村配分）
6日	南部広域理事会
〃	南部離島協定例会・研修会・懇親会
7日	環境省沖縄事務所事務調整
〃	南部市町村会定例総会
〃	南部振興会評議員会
8日	介護保険広域連合運営会議
9日	第5回消防広域化推進協議会
12日	RAMスポーツ社 観光大使就任イベント・就任式典
13日	航空自衛隊那覇基地隊員面談
〃	かりゆしホテル 金城氏面談
15日	離島交通（船舶）コスト負担軽減事業説明会
16日	離島振興協議会定期総会
〃	過疎地域振興協議会総会
〃	離島・過疎協議会合同 研修会・懇親会
〃	仲井眞弘多知事を囲む集い
17日	平田文化観光スポーツ部長事務調整
18日	にっぽん丸乗船（座間味）
20日	新採用保健師面接
〃	OCC 天久取締役面談
〃	商工会会長等 一括交付金意見交換
21日	セルラー北川社長面談
〃	フォトウェーブ添畑氏面談
〃	北那覇税務署長面談
22日	町村会定期総会
〃	地域振興対策協議会定期総会
〃	国保連第2回通常総会
23日	チーム・アビーム壮行会 観光大使就任式典

2月25日	沖縄振興市町村協議会
〃	オキナワ フィッシングトーナメント表彰式
26日	プロ野球オープン戦（雨天中止） 県立博物館・美術館見学
28日	観光大使兼元氏面談
〃	琉球Gキングス代表事務調整
〃	中山石垣市長就任2周年記念パーティ（祝電対応）
29日	ジュンク 平良氏面談
〃	可視光ネーミング表彰（慶留間校生徒）
3月 2日	離島海運振興株式会社 取締役会
3日	郷友会新春懇親会及び宮城恒彦氏叙勲祝賀会

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月9日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月9日までの3日間と決定いたしました。

日程第5．施政方針を行います。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひいたします。お手元にお配りをさせていただいております平成24年度施政方針という冊子をお配りをさせていただいておりますが、それを読み上げて施政方針とさせていただきたいと思っております。

平成24年度施政方針

1 はじめに

平成24年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、提案いたしました諸議案の説明に先立ち、私の村政運営にあたっての所信の一端を申し述べ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第1に、「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

私は、村長に就任以来、「島の地域力を活かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村」づくりを、村政運営の基本に据えて、全力で取り組んでまいりました。

村長の任期を折り返して迎える平成24年度は、これまでの取り組みが村民の皆様にも、さらに、成果と実績という形として、目に見えるための重要な時期と位置付けております。

私だけでなく、職員ひとり一人の気概と前向きな姿勢も感じており、これまで以上に、村民の皆様と心をひとつにして村政運営に取り組んでまいります。

第2に、「沖縄21世紀ビジョンの将来像並びに座間味村第四次総合計画の目標に向けた決意について」申し上げます。

平成24年度は、新たな沖縄振興特別措置法に基づき、県が主体となって策定する「新生沖縄の創造」に向けた新たな沖縄振興がスタートする重要な年であります。

また、期間を同じくして、本村の若手職員を中心に立案した「座間味村第四次総合計画」も、本議会に提案しているところであります。

自らが描いた将来像や目標に向かって、来年度から沖縄の振興策や離島の振興策を推進するため、力強く取り組んでまいります。

第3に、「村の産業振興や地域活性化につながる沖縄振興交付金（仮称）の活用について」申し上げます。

私は、仲井眞県政を支持する立場に立って、県執行部や県政与党と緊密に連携を図り、多方面にわたる意見交換や情報収集を行ってまいりました。

新たに創設されることとなった自由度の高い沖縄振興交付金についても、昨年9月には、県企画部の幹部職員等を招碑し、全職員を対象に勉強会を実施してまいりました。

私は、有人離島を3島抱える座間味村が、沖縄振興の縮図であり、離島振興こそが沖縄の発展につながるものと確信しております。

そのため、沖縄振興交付金の予算化にあたっては、機会ある度ごと村民の皆様へ申し上げた公約について、具体的な指示の下、平成24年度当初予算に主要な施策を計上するに至っております。

また、広く村民や県内外の座間味村のファンの皆様を対象に、事業アイデアや意見を募るとともに、村の関係団体への説明会を開催し、村と関係団体等が主体的に地域の実情に即して、よりの確かつ効果的に施策が展開できるよう、事業化を図ってまいります。

年度末の予算編成におけるタイトな作業スケジュールのため、沖縄振興交付金については、熟度の高い主要な施策として1億5千万円ほどを当初予算に計上しております。

しかし、今定例会閉会后、各関係機関から要望のあるアイデアを実現可能な具体的な事業に構築するとともに、各担当課から提案された事業も含め、来月には、早々の臨時議会を開催し、補正予算の提案をお願いしたいと考えております。

残る2億8千万円ほどの事業を遅滞なく執行するための措置であり、村議会には、ご無理を申し上げているものと承知しておりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第4に、「健全化団体の脱却及び財政改革について」申し上げます。

現在、法令に基づき平成21年度から平成24年度まで取り組んでおります「財政健全化計画」については、村税及び地方交付税の歳入に占める借金返済額及び航路事業などの特別会計へ赤字補填している借金返済額の比率、いわゆる実質公債費率が、平成23年度決算の見込みで、早期健全化団体の目安とされる25%を下回ることが、確実となっている状況であります。

4年計画の1年前倒しで、早期健全化団体を脱却する見通しがついたわけではあります。本村財政は、自主財源の割合が低く、地方交付税等に大きく依存した構造には、変わりありません。

一方、歳出面においても、人件費や公債費の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。

ます。

これまで以上に、すべての経費について、徹底した見直しを図り、漫然と出費していた無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や受益者負担の観点から、新たな滞納額の発生を抑え、収納対策の強化等、厳正な業務の執行を行ってまいります。

2 平成24年度の主要施策の概要について

次に、平成24年度における主要施策の概要について、十の柱にそってご説明申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

来月1日から、阿嘉・慶留間出張所を開設し、これまで、両島の村民に不便を被っておりました行政証明書の発行等、ユニバーサルな行政サービスを実現します。

開設当初は、みつしまを活用した時差のある証明書発行となりますが、沖縄振興交付金を活用し、リアルタイムに交付出来るよう、さらなる行政サービスの向上に努めてまいります。

また、フェリーが欠航や繰上げ運航した場合に、本村と那覇を結ぶチャーターヘリについて、村民及び観光客が安価に利用できるよう、事業の実現に向けて取り組んでまいります。

第2に、「保健・医療・福祉サービスについて」申し上げます。

本村の長年の懸案事項でありました施設系サービスについて、社会福祉法人沖縄偕生会のご協力により、高齢者、児童、障害者へのサービスが共生した離島のモデルケースとなる新たな福祉サービスの確立に向け取り組んでまいります。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らしていけるよう健康の保持、増進や介護予防を積極的にすすめるとともに、沖縄偕生会が開設する小規模多機能事業所の特長である通所サービスを中心にした24時間絶え間ないサービスの充実を促進します。

児童福祉については、「ざまみこどもプラン～次世代育成支援後期行動計画～」に基づき、座間味港ターミナルにキッズコーナーを設け雨天時の遊び場として提供することとします。

また、かねてより要望がありながら実現が困難であった託児所設置については、複合施設において推進してまいります。

また、高校生等の一人暮らしのサポート体制を強化する為、急病等の見回りが可能となるようなネットワークを構築してまいります。

障害者福祉については、法令に基づき新たに設立が義務化された自立支援協議会のもと、障害者の自立と社会参加を支援し、「人にやさしいむらづくり」を推進してまいります。

また、身体、知的及び精神の3障害を一元化した「地域生活支援活動センター」の事業所開設に向け関係機関と準備を進め、障害者の生きがいがづくりや生活支援事業の充実を複合施設において推進してまいります。

保健・医療については、糖尿病、心臓病、脳血管障害等、生活習慣が起因する疾病の予防事業を積極的に推進してまいります。

また、特定健診の受診率並びに各種健診の受診率の向上を図り、早期発見、早期治療に繋げる取り組みをさらに、強化してまいります。

さらに、感染症の予防となります予防接種に関しましても、医療機関と連携した集団接種を行うとともに、接種漏れ者については、個別接種を実施する等、接種率の向上を図ります。

また、昨年度同様、接種費用の一部助成を行ってまいります。

第3に、「産業の振興について」申し上げます。

観光産業については、リーマンショック以降、観光客の減少に歯止めがかからず、厳しい経営の上に不安感まである極めて憂慮すべき深刻な状況であります。

この状況を打破するためには、官民が一体となって、多様な機能を備えた観光推進組織である観光協会（仮称）を立ち上げる必要性を痛感しております。

これまで、設立に向け、積み重ねた意見交換や研究を、具体的な組織の設立準備に活かし、関係機関の協力を得ながら、新たな組織作りに邁進してまいります。

また、外国人観光客の誘客については、クルーズ船の誘致、多言語情報の整備や、英語のみならず中国語で接遇が可能な人材育成に取り組んでまいります。

また、県内の大手観光関連会社とタイアップした観光資源創出事業やスポーツ・ツーリズムにも取り組んでまいります。

さらに、昨年度から実施しました観光大使の県内外でのPR活動の反響が大きいことから、観光大使と協働した広報活動に力を入れるとともに、首都圏をターゲットとした広報活動についても強化してまいります。

農林水産業については、若者を中心とした新規参入者を一人でも多く増やし、新たな知恵と工夫により産業を活性化させる必要があります。

そのためには、生業として成り立つための支援が必要であり、これまでの肥料等の運賃の助成だけでなく、意欲のある者たちを的確かつ効果的に支援するための事業化を図ってまいります。

第4に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線の改良工事については、昨年、県との新規採択に向けた調整が順調に終え、本年度の当初予算に設計及び工事の一部予算を計上し、着実に実施してまいります。

また、阿真港については、係留スペースがせまく不便を感じているとの強い要望を受け、沖縄防衛局と調整したところ、設計委託業務の道筋がつかめております。次年度は、本工事の採択に向け、引き続き推進してまいります。

さらに、慶留間港については、悪天候時に船の係留や船揚げに支障があり、その整備は、喫緊の課題であります。防波堤や船揚場を整備し、安心して利用できる港づくりを、強く県に要望してまいります。

また、村民や観光客の利便性の向上の観点から、それぞれの港に屋根付き歩道の整備を県に要望していることでもあります。観光立村にふさわしい、夢のある表玄関の創出に向け、努力してまいります。

第5に、「ごみ行政について」申し上げます。

ごみの分別については、村民のご協力によりその意識が浸透され、資源ごみも毎月のように搬出している状況にありますが、さらなるリサイクル、リデュース、リユースの3Rを推進してまいります。

車両処理については、リサイクル協会の海上輸送費補助により、放置車両の徹底に一定の成果がありますが、引き続き、村民への啓蒙を図り、車両放置の未然防止に努めてまいります。

可燃ごみの処理については、これまで同様、那覇市及び南風原町の協力により処理委託を行ってまいります。

座間味クリーンセンターに係る最高裁判所の判決は、本村の主張が全て認められ大変満足しております。今後、国庫補助金に関することについては、関係機関の判断及び指導等に基づき、粛々と対応してまいります。

第6に、「環境の保全について」申し上げます。

本村の恵まれた自然環境は、村づくりにおいて欠かすことのできない貴重な資源であります。

そのため、エコツーリズム推進法に基づき、「慶良間エコツーリズム推進基本構想」を渡嘉敷村と共同で、国に対し申請を終えたところです。

今後は、各方面の事業者の御意見を伺いながら、活動実施計画の合意形成並びに自然観光資源の規制に関する条例制定に取り組んでまいります。

第7に、「簡易水道事業について」申し上げます。

昨年、9年連続制限給水の不名誉な連続記録が途絶えましたが、今後の渇水に備え、原水の安定確保を図るため、昨年、事業着手した海水淡水化整備事業を引き続き実施してまいります。

また、受益者負担の大原則のもと、水道料金の徴収を徹底し、経営の健全化に努めてまいります。

本村のように小規模な水道事業を実施している離島の水道料金の格差解消等を目的に、県が進めております水道事業の広域化につきましても、早期に実現するよう、関係機関へ引き続き働きかけてまいります。

第8に、「下水道事業について」申し上げます。

各下水道事業については、環境を保全するため必要であることの啓蒙活動を積極的に取り組み、接続率の向上と下水道料金の徴収努力等による経営の健全化に努めてまいります。

第9に、「航路事業について」申し上げます。

本村の航路は、村民の生活向上や基幹産業である観光振興を図る上で、最も重要な役割を担っていることから、安全かつ安定的な運航に努めてまいります。

また、平成24年4月から県が実施する「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」に遅滞なく対応し、住民及び村出身学生の大幅な運賃軽減を実現するとともに、航路の経営改善に努めてまいります。

さらに、リース契約中の高速船クイーンぞまみについては、残存価格を精算し、村の財産とします。また、みつしまの運営も強化することで、利用者の負担軽減につなげていきたいと考えております。

また、貨物運賃等の徴収を徹底し、経営の健全化に努めるとともに、村民及び観光客へのサービスの向上に努めてまいります。

第10に、「教育について」申し上げます。

教育においては、国際化、情報化が進展するなかで、本村の特色をいかした学校教育や社会教育を支援し、効果的な教育行政を推進してまいります。

今年度も引き続き、外国人指導助手の配置や孀恋村交流事業及び海外ホームステイ事業を実施してまいります。

また、児童生徒の各種大会参加のための船舶運賃や車両運賃の渡航費を助成し、学習意欲を高めるとともに、保護者負担の軽減を図ってまいります。

幼児教育については、幼稚園の重要性から、3年保育を継続実施するとともに、平成24年度から慶留間幼稚園を阿嘉幼稚園に統合し、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

また、島の自然や歴史、伝統文化の継承に向けた事業等を実施し、座間味村を学ぶための教育環境づくりを推進してまいります。

以上、平成24年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、その結果として、平成24年度当初予算については、

一般会計において、13億90万円

特別会計において、11億4,336万2千円

総額は、24億4,426万2千円

の規模となっております。

震災の影響もあり、依然として景気の先行きには不透明感が強く、観光地である本村には厳しい状況が続いております。

このため、社会経済情勢の変化等に的確に対応しつつ、諸施策を展開するため、職員一丸となって取り組んでまいります。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上もちまして、私の平成24年度の施政方針といたします。

平成24年3月7日

座間味村長 宮 里 哲

ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

これで、施政方針は終わりました。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

おはようございます。とてもわかりやすい施政方針でありましたけれども、できたら事前配布していただき。目を通したかったです。1つ脱字等もありました。

それでは早速ですが、私の一般質問3点ほど質問させていただきます。1つ目は先ほどの施政方針にもありましたとおり、表現が（仮称）となっておりますけれども、少し食い違いがあります。沖縄振興特別調整交付金（仮称）一括交付金について。2つ目に産業振興についてということで、そのうちの1つ、観光支援について。2つ目に水産業の支援について。この3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目の沖縄振興特別調整交付金（仮称）「一括交付金」について意見募集～一括交付金の使いみちを御提案ください～と村のホームページや公共掲示板において公募されておりますが、応募の状況はどうなっておりますか。また、職員からの提案状況はどうなっておりますか、伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。3月1日付で取りまとめましたところ、意見募集状況につきましては6名の個人及び商工会から延べ27件のアイデアが寄せられております。また職員からも同じ数字になりますけれども27件のアイデアが提案されております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

職員外から27件、職員から27件ということで、同数でいいですね。わかりました。

今回の公募については自治会と言いますか、区と言いますか、阿佐区のほうの反応が早く、区民が意見交換会を実施されていました。阿佐区の意見交換会には私も参加したのですが趣旨が十分理解できていないような感じと、それと行政が交わっていたために、どうしても雰囲気、村へのハードの要望事項になり、区初会の延長のような感じがしました。さらに今回の交付金事業がソフトのみとなると、住民にはどうも理解しづらいような雰囲気がありました。さて、阿佐区でも少し話題になっておりましたが、この一括交付金を防災関連に活用できないか。というのは阿佐の避難道として高月山の道をどうのこうのとありましたけれども、村全体の防災関係に今の27件、プラス27件の中にそれが入っているかどうかをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

具体的に阿佐区の水道のタンクのほうに行く道の整備についてはですね、職員にたまたまその出身の職員がいますので、そういうニュアンスの提案があります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いや、私が言いたいのはですね、阿佐区から出た防災という表現があったために村全体の防災関係に一括交付金の提案がありますかどうか、村全体のですよ。阿佐のじゃなくて。その27件プラス27件の中に村全体の防災関係の一括交付金関係でエントリーがありますかどうかを伺っているんです。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今、防災関係で村全体として一括交付金で何をするというものは今はありません。ただ、たまたま職員が阿佐区に関する案内板ですとか、避難誘導とかですね、そういう形のは提案があります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

さて、あの未曾有の大震災、災害があったのが昨年3月11日。昨年の3月議会は3月10日が最終日でした。最終日の3月10日というと震災の前日なんですね。私たちは村の防災マップに基づき避難箇所を視察しました。だれも翌日にあの震災が来るとは思わずに防災マップに基づき避難箇所を視察したんですしかし、そのときに皆が、津波が来たら一発だなという話を偶然にしていたんですよ。今考えれば身の毛もよだつ思いなんですけれども、私はそれを震災後の6月の一般質問でも取り上げたんです。これでは大変なことになる。記憶のあるうちに何か手を打ったほうがいいんじゃないかということで取り上げたんですけれど、さてその後、できれば一括交付金で、ソフト事業として防災計画の見直しとか、それから防災訓練とかいろいろな防災関連に取り組んでほしいんです。

他自治体では、たしか渡嘉敷も防災訓練をやっていたと思います。その後、いろいろな地域で防災訓練を実施しています。想定外のスーパー堤防とかとは言わずに、自分たち村民が自ら出来る避難訓練とか、着々と進んでいるところもあれば全然やっていないところもあるし、ぜひこの一括交付金で何とか村全体を取り込んでできないかどうか、お考えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

うちの職員の中でいろいろディスカッションをしていますと、例えばそれぞれの家のほうに有線で防災のものが引けないかとか、前に言ったような備蓄にもその予算が使えないかとか、いろいろなアイデアがあります。しかし、まだ途中の段階ですので、そういうアイデアを具体的に指示をして一括交付金を全体の中で盛り込みできるのかというのを検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

まだ東北地方、関東、それから、つい一昨日ですか座間味で震度1の地震がありました。地震の頻度というのが近年多くなっています。それに基づいて大津波、例えば千年に1回、百年に1回というのがどんどん間隔が縮まってきているような報道も聞かれます。こんなにゆっくりしていいんですか。防災マップを書き換える、見直す。それから防災と言わずに減災、災害を少なくする方策。想定外が来ればもちろん総なめされますけれども、私たちができる限り。年寄りを誘導したり、子供を誘導したり、観光客を誘導したり、ある自治体では、ここは海拔何メートルとかという表示がされています。ああいった目の前にできるようなものから、そんなに難しく構える必要はないんじゃないかなと思います。ここは避難場所ですとか表示すれば、だれが見ても準備出来ると思うんですよ。ぜひ、スーパー堤防とは言いませんが、防災計画、減災計画をこの一括交付金の中に取り入れていただきたい。

6月議会に、記憶の新しいうちに質問したんですけれども、動く気配がないんです。私は県の防災のホームページから、津波のシミュレーションまで説明したつもりなんですけれども、それを聞いているのか全然答えがないので、ぜひ一刻も早くですね、各集落の阿佐の避難場所、公民館。慶留間の避難場所、公民館。阿真の避難場所、公民館。座間味の総合センター、すべてが集落で一番目に水没するところです。かろうじて残るのは阿嘉の体育館ぐらいでしょうね。だから、それを私たちが来てどこにどう誘導するのかというのを早く図示して、そして行動計画を立てて1年に2回ぐらいみんなで訓練しましょう。村長、お願いします。考えを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず防災に対する姿勢といいますか座間味村の考え方ですが、補正ですかね、まず食糧の確保をさせていただいております。それは最近搬入させていただきましたが、今、大城議員のおっしゃる提案している防災訓練あるいは計画の見直し等に関しましてもできるだけ早くやりたいと考えております。後での一般質問にも出てきたかとは思いますが、その辺の防災計画の見直しというのも喫緊にしてくれということ職員に今指示をしているところでありますし、また防災計画ができていないから避難道の例えば工事ができないとかですね、そういうことがないように、緊急性のあるものは積極的に防災計画以前の問題として取り組んでいきたいと思っておりますし、訓練に関しましてもできるだけ早く、地域ごとで自助、共助、公助というのがしっかりとできるような環境をつくっていきたくて思っておりますので、よろしく願いいたします。その際にはまた御協力をよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

防災計画の見直しとよく聞きますけれども、計画をつくっても村民に目が届くのかどうかわかりませんので、悪い表現で言うと行政のアリバイづくりになりがちなんです。そうじゃなくてですね、防災マップぐらいは各世帯に配られるし、それからあちこちに表示し、目にすれば、どこにどんな場所があるとかというのはすぐに理解出来ると思います。さらにそれを体で覚えさせるための防災訓練、それもぜひ早目に取り組んでいただきたい。災害はいつ来るかわかりません。ぜひ、これに一括交付金をうまく利用して、予算がないとか、財政事情が厳しいとかとよく聞きますから、一括交付金をうまく有効活用されてください。

2つ目の産業振興についてのまずは1つ目、観光支援について。観光客が減少している中、首都圏を含めアジア圏域において観光誘客キャンペーンの展開と、県内外客を通してモニターツアーを実施したらどうか、考えを伺いたいと思います。先ほどの施政方針の中に村長が積極的に外国語の対応、そして首都圏における観光大使を活用してキャンペーンをしたいという旨もありましたけれども、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問にお答えいたします。本村の観光産業振興については、まず誘客のイベントの実施、航空写真及び動画撮影のコンテンツの作成。県内では離島フェア2011、那覇ファミリーフェスタ等に参加。県外ではアイランダー事業、沖縄キックオフ等に参加してPR活動を行ってきました。海外を対象にして観光誘客キャンペーンとして日中友好40周年記念事業で中国テレビの撮影や中国語、韓国語等のパンフレットの作成を行っております。また、今年度末にはグリーンカレッジ2012という県外ケーブルテレビ撮影の企画があります。それによって本村をPRすることになっております。今後も本年度就任いたしました観光大使と一緒に協力してキャンペーンを企画していく考えであります。モニターツアーにつきましても各関係機関と連携を図り取り組んでいく考えであります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これも一括交付金で何か、先ほどから言っている27プラス27の中に観光関連の事業が入っていますかどうか、まず伺います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

観光関連はたくさん提案がございます。そして今、熟度の高い9本ぐらいが当初予算に計上している1億5,000万円のうち観光関連で言いますと観光案内所。そしてライフセーバー、そしてアイラスの補助とか、そういう形で数千万円程度は既に予算計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先の説明で、計上しているものは承知しておりますけれども、観光キャンペーン及びモニターツアーの実施について、この27プラス27の一括交付金の中でエントリーがありますかどうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今申し上げた事業についてはですね、提案があつてですね、これから予算化していきたいと思つています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

こういった観光客の入込客数のデータがあるんですけども、本当に年々減少していつているんですね。現在の観光客の減少は本当に異常事態です。宿泊業者を初め観光関連業者は客が激減と同時に収入が激減。これでは税の徴収なんかしのびないほどなんです。大変な事態です。去年、一昨年、ずっと前の年からなんですけれども、どんどん減つていつて、どこでとまるかどうか本当に心配なんですけれども、これは一概に景気が悪いとか、それから円高で海外に客が流れている、そういった時間を待つていつて、観光客がふえるのを待つていつると本当にどこまで落ち込んでいつのか、先ほど言つたように村民は税も払いきれないと泣いていつているような状況なんです。だからといつて、今しかできないこと、今だから足元を立て直すチャンスだと思つています。一昨年のこの時期、ツーリズムフォーラム。昨年からクジラカフェとなつていつますけれども、一昨年のツーリズムフォーラムで基調講演をしまつた NPO 法人沖縄観光連盟の山入端さんが言つていつたのはですね、那覇の切符販売所で切符をかう時点から座間味への旅行は始まつているんだと。その対応から座間味の観光は始まつていつて、船員の対応、着いたら観光案内所、泊まつたら宿泊所、それからいろいろなアクティビティ、そして帰る船員対応、ずっと一連した流れで検証してくれませんか。私は多くの提言を持ていつますというやうなことを言つていつたんですね。観光キャンペーンと同時に今、ぜひ足元を見つめ直して一括交付金をうまく利用して、一つの事業として来たるべきゴールデンウィークから、ぜひアンケートをとつてもらえませんか。これは村ができなくても、どこかの委託事業で商工会に流していつてもいいし。もちろん外への誘客キャンペーンも大事ですけども、私たちの足元にどこか汚点はなかつたのかどうか、今まではイケイケで観光地だつたので、どこかに隙があつたかもしれません。どこかに手落ちがあつたかもしれません。

実は、これも一昨日提案されつたんです。観光関連の業者から。ぜひアンケートを来るべきゴールデンウィークからやつてもらいたい。それは一括交付金の中で例えば観光再生事業と名前を打てば誘客キャンペーン、それからモニターツアーも含めて、さらに村内を見つめ直すアンケートみたいなものに取り組めば、立派なソフト事業で採択できるんじゃないかなと思つています。

そしてもう一つ、少しアンテナを巡らせてほしいんですけども、地域活性化センター、日本橋にあるんですね。これは会場無料なんです。向こうのテーブル、いす、パーテーション、全部無料。平成 24 年度は締め切られまつた、2 月 22 日で。ところが、キャンセル待ちでもいいから、今からぜひ手を打つてほしいと。無料ですから、ここに村長がおっしゃる観光大使を呼んで、会場は無料ですから、そういったイベントを打つのもいいと思つています。ぜひアンテナを張り巡らせて、今のような観光キャンペーン。それから真水を得るための、宿泊業者に金を落とすため、体験業者に金を落とすために、モニターツアーをぜひそれも実施したら、少しは喜ばれると思つています。総務課長、今の考えについて、早速取り組みたいとか返事をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今の一括交付金の職員提案、村長の強い支持で 1 人 1 提案という形で、大変アイデアに富んだ職員がいろいろなアンテナを巡らせて、そしていろいろな人とのヒアリングをして持ていつてきておつます。意欲のある職員、大変頑張つていつる職員がいつます。そしてそれを期待して、ぜひそういう今、議員から提案のあつた件に

についても事業化させるとというのが私たちの使命だと思っています。そして所管する課においても、それをしっかりヒアリングしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほど誘客キャンペーンで座間味の知名度、認知度を上げるのもいいんですけども、足元をいま一度見直して、手落ちがなかったかという大事な話をしました。ちなみにですね、今シーズンのホエールウォッチングの状況を少し申し上げます。昨年度まで落ち込んでいたお客さんが止まりました。3月5日一昨日。昨年度比を申し上げますと、3月5日まで、昨年は予約が630.5人。この.5というのは子供は半分と数えますので、乗船が574.5人。今年は、予約が同じ3月5日比で695.5人、65人ふえています。乗船者が修学旅行、これは阿嘉からの修学旅行だったんですけど、それを合わせると716.5人で、これは乗船が142人ふえています。我々というかホエールウォッチング協会内部は絶えず勉強しているんですね。夜はクジラファンの一人一芸会とか、できるだけ日帰りよりは宿泊者を増やそうというたゆまない努力をしております。そういった国内での座間味のホエールウォッチングの認知度、それからリピーターの定着、サービスが認知されている。いろいろな要因が考えられますけれども、ぜひ先ほどから言っている座間味の足元のサービスがこれでいいのかどうかとか、そういったのも含めて知名度を高めて、同時にサービスを高め、年中観光客が来れるように。そして観光客がまた訪れたい村づくりに励んでいただきたいと思います。これも最後に村長の考えをお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一括交付金に関しましては、まず大枠で沖縄の振興に資するものとか、沖縄の特殊性とかということが大前提にありまして、まだ要綱が決まっていない状況の中で、絶対に一括交付金でやりますという断言をしづらいところがございますけど、基本、私たちの考えとしては産業振興というのはこの地域に合った産業振興というのは一括交付金に該当するものではないかと考えております。先ほど御提案のありましたアンケートの話であったりとか、モニターツアーとかということに関しましても、私も非常に興味があるといえますか、考えている部分がありますし、また職員からも同じような内容の提案がございます。これらをですね、いろいろありますけれども、それを一つ一つ出すのではなくて、また集約するというのも一つの考え方だと思うんですが、できるだけ産業振興には力を入れていきたいと思っております。一括交付金に関しては産業の振興、観光が特にメインになると思うんですけど、産業の振興と高齢者、福祉の充実ですね。いわゆる島ちゃびの解消をするための事業をできるだけ積極的に予算化をさせていただきたいと思っております。基本的には先ほどの施政方針でも話をさせていただきましたが、4月中にはどうか臨時議会を開いていただきまして、これらの予算を通していただいて、できるだけ早く効果的な予算の活用を考えておりますので、その点はまた御協力をよろしくお願いいたします。以上であります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

すべて一括交付金に絡んでくると、それからすべてサービス面に、観光地としての質を上げるための質問と考えてください。

3点目、水産業の支援について。観光客が減少している今、地産地消を再検討し第一次産業と観光が連携した地域づくりを構築して、地域の魅力向上につなげてはどうか考えを伺います。これも先ほど村長の施政方針の中にありました産業振興、ちょっと皆さん、さっきの施政方針を…。8ページですか。7ページから産業の振興について申し上げますで、観光関連が7ページ全ページを埋めておまして、8ページ、2行目から「農林水産業については」というところから下まで、産業について触れております。しかし、残念なことに、水産業については全然書かれていないんですね。その何行目かの真ん中には、そのためには生業として成り立つための支援が必要であり、これまでの肥料等の運賃の助成だけでなく…、水産業に触れていませんのであえてここで強く言っておきます。地方のいい観光地はおいしい食材を持ち合わせているそうです。また、同じように人気のある宿ほど地域の食材にこだわり腕を振るって料理を提供しているそうです。まさに観光地の原点は地産地消。その地ならではの料理、味だと思います。これも先ほどから言っているサービスの一環、ホスピタリティーの1つだと思います。地産地消として農産物も大事ですが、本村の農業には土地と季節に限りがあり、条件は厳しいのが現状です。反面、水産業は年中生産物の提供が可能です。水産業と観光が連携した地域づくりを構築し、地域の魅力向上につなげて他地域との差別化を図ってはいかがでしょうか。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

ただいまの質問にお答えいたします。水産業の振興は、村が重要施策としてこれまで取り組んできましたが、十分ではないところがありました。そこで、村漁業組合と連携を図り漁業者の育成と各種事業の支援を行っていききたいということで考えております。

○ 議長 (中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番 (大城 晃議員)

ありがとうございます。確かに私たちの村はカツオ漁業操業の地として、ここにいるほとんどの人、それから村民のほとんどの人、おじー、おばーというか、お父さん、おじーさん、曾おじー、すべてが必ずカツオ漁業に関わって来たと思われま。その点、そういった歴史も踏まえながら。話はまた一括交付金に触れさせていただきたいと思います。ぜひ水産業の、(仮称)水産業再生ビジョンとあって、それを観光業とリンクした事業をぜひ一括交付金でソフトとして取り組んでいただきたい。それから、もちろん産業としての水産業の支援もそうなんですけれども、観光業とリンクさせるための体験漁業、これも幾つかメニューが開発できると思います。そして、さっきから言っている食ですね。座間味のオリジナルのレシピを、水産物を活用したレシピを開発して、それをぜひソフト事業の中に取り組んで、水産業が観光を支えているんだというようなソフト事業を考えてみたらいかがですか、課長。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

ただいまの御質問なんですが、確かに今、我が村での水産業の力というんですか、そういうのはちょっと

弱いような気がいたします。今回の一括交付金の中で平成24年度の今回の予算には組んでいないんですが、これからの計画の中に仮称ではあるんですが、鮮魚・美食事業という形で取り入れていきたいと、一応やっております。その事業の概要なんですが、漁業の魚場の生産力の向上とか、漁獲物の鮮度保持のための販売ブースの方法の確立。そして漁獲物の付加価値向上と生産者のブランド化とか、産地消費運動、また観光とのリンク、そして担い手の育成という形で内容、メニューを組んで漁業の振興に努めていきたいということで今、一括交付金の中でその事業をやっていこうということでもあります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

水産業の発展イコール観光地として間違いなく引っ張っていくと思います。先ほどブランド化の話も課長はおっしゃっていましたが、県漁連の事業で「沖縄美ら海まぐろ」というレシピをブランディング事業としてやっているんです。ぜひこれも参考にしてですね、例えば阿嘉ではマグロがほとんど年中、そして阿嘉の民宿は刺身がより多く提供されているんですね。これはほとんど口にはされていないけれども観光客にとってはブランドに近いものです。それを座間味村でいち早く、例えば県漁連では先ほど言ったマグロのブランディング事業というのは、マグロのレシピをたくさん並べているんです。マグロのほほ肉バター焼きとかですね。実によだれの出るようなマグロだけのものが、これを右へ倣えではなくて、これを座間味村バージョンに置き換えて、それぞれの宿が、食堂が、座間味に行けばマグロ丼が食べられるよみたいなものをぜひ長い目で見て構築していけば、必ずや水産業と観光業が並行して繁栄していくと思います。先ほどの課長の一括交付金の中でぜひ取り入れたいという返事を聞いて、何か海の水平線から朝日が昇るような思いであります。ぜひ一括交付金、産業の振興のために役立てていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で1番 大城 晃議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。大城議員のスタートは「おはようございます」だったんですが、私のほうはもうこの時間ですので「こんにちは」でスタートしたいと思います。よろしくお願いします。

私の一般質問はですね、3点ほど質問させていただきたいと思います。まず1点目はですね、村内のインフラ整備についてお伺いしていきたいと思うんですが、今回は阿嘉部落の集落内の道路環境、そしてほかの環境整備に関して質問させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

阿嘉集落の道路整備、この環境整備につきましては私が平成22年度の定例議会の一般質問の中でも質問させていただいたんですが、その箇所につきましては早急に執行部側に頑張ってくださいまして、私が要望した箇所につきましてはきれいに舗装していただいております。本当にありがとうございます。地域住民も大分喜んでおります。あるおじーさんが通ったときにたまたま会いまして、「シタイヒャー、ナマヤサ」と、「クルマガー、トゥーインドー」というふういに方言でお褒めの言葉をいただきまして、地域住民にかわり

まして、私のほうからお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。そこですね、それに続きまして阿嘉部落の集落内ですね、それ以外にももっと道路の表面上がすごく悪いものですから、とても危険な箇所がございまして、その箇所についてももう一度私のほうから要望をさせていただきたいと思います。皆さん方も御存じだと思いますが阿嘉の老人福祉センターですか、老人センターですか、診療所の近くですけども、そのそばの通り、約60メートルぐらいですけども、すごく舗装状況が悪いです。この箇所はおじーさん、おばーさんがセンターに通う。毎日通っています。診療所にも毎日通っています。その点からも早急に、ぜひ現場を見ていただいて真剣に取り組んでいただければなと思います。あと、もう1箇所はですね、わかりやすく言いますと教育長の自宅の前の通り。これは部落の中通りと言うんですかね。ここは約100メートル弱ですか、あります。その場所も、その場所に関しましては再三、ほかの方々の先輩議員の中からもたくさん要望があったと思います。それに続きまして私もぜひもう一回、一般質問で出して整備させていただくということで、地域住民からの要望がありましたので、今回させていただくわけですけども、この場所もですね、特に部落の真ん中にお宮があるものですから、行事、そして学校、そして畑、帰りながら車、そして手押し車、自転車、オートバイ、今は観光でオートバイ、自転車を結構レンタルで借りる方が多くなっています。その点から考えましてもですね、安全面も考えますと早急に、一番にやる必要があるんじゃないかと私は思っております。この整備をする前に、まず例えば観光客、地域住民の方がもし万が一転んでけがでもした場合には、また賠償金問題とかいろいろな問題が出てくると思っていますので、それが起こらないうちにぜひ真剣に取り組んで舗装整備をさせていただきたいと思いますが、その点につきまして、ちょっと予算書を見たらですね、残念ながら集落の整備の予算が入っていないものですから、ちょっと残念だなと思っているんですが、その点につきましては今後のこのインフラ整備に関して、全体的なものを考えますと座間味とか阿佐線の分に関しては入っているんですが、阿嘉、慶留間のその辺に対してはないものですから、今年、そして今後のインフラ整備の計画について、そういう考えがあればお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまのインフラ整備についてお答えいたします。先ほど金城議員がおっしゃったように、村全体の集落道路の整備状況といいますか、そういうのを具体的に調査したところであります。未舗装の箇所とか、また舗装の凹凸があり、そういう状況も一応把握しております。本村の財政の厳しい状況の中でですね、各方面から検討した結果、本年度、平成24年には高齢者が頻繁に利用する、先ほども金城議員からありました、あと保健センター前の整備を予定しております。予算そのものは495万円の計上をしてあります。今後といたしましてはですね、その村全体の道路の調査結果を踏まえて、村内集落道路の整備に関して段階的に整備していく考えであります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今ですね、課長のほうから説明があったんですが450万円ですか、495万円ということで予算を組んでおりますということで説明があったんですが、その点は後で聞こうと思ったんですけども、ここで村道舗装起点箇所工事と書いてあるものですから、村道とうたわれているものですから、集落道ではちょっと違うのかなと思って、それに対して中身の違いがあるのかなと思ってお聞きしようと思いましたが、その予算が495万円ですか、約500万円近く組まれているのであれば、もう私はとても喜ぶと思います。

ます。早速ですが、この辺は今年度、多分整備されるだろうということで地域住民の方にも説明しながらやっていきたいと思っております。

それからですね、今、予算の件を教えてくださいましたので予算につきましてはわかりましたので省いていきたいと思っております。このインフラ整備につきましてはですね、それと環境整備につきましては以前に道路関係だけじゃなくて、観光地のビーチ関係とかその辺の部分で看板設置とか、その辺も以前にもお願いしたわけですが、その辺もまだ整備されていないですので、特にビーチの入り口、広告看板、そして案内板、道路内の案内板、この辺につきましてもですね、もちろんこれはハード事業になりますので一括交付金とかその辺はなかなかそれを含めて使うことはできないとは思いますが、その辺ですね、ぜひ今までの一般財源を使っているものを何かに置き換えて、その辺は交付金で賄って、またうまく利用してそういう整備もぜひやっていただきたいと思っております。よろしくお祈いします。第4次総合計画のテーマにもありますように、住み心地のよい村、そして観光客がまた訪れたいくなる村づくりとありますように、座間味村の観光の面からもこの集落道の整備に関してはとても重要だと私は思います。これはあくまでもテーマでうたっていますので、本当に村長自体もその辺に関しては重々感じているとは思いますが、これから全体的なインフラ整備もよく詰めていただきまして、道路整備、環境整備を考えていただきたいと思っておりますが、村長としてはその辺の考えはいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。次の御質問にも出てくる高齢者等々の福祉施設の整備も含めて、やはり島ちゃびというところから開始をしたいと思っておりますが、それだけではなくてインフラ整備、集落内道路もできるだけ財政がこういう状況でございますので、御要望のとおりすべてが1回でできるということはちょっと厳しいとは思いますが、財政の状況を勘案しながらですね、できるだけ住み心地のいい村といえますか、高齢者、あるいは社会的弱者にやさしい村づくりを含めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございます。ぜひ、あらゆる面から考えて、やはりどうしても観光客が訪れたとき、そして地域住民の安全を考えた場合に全体的なものと考えますと、本当に重要な点だと思いますので、ぜひ今後もまたひとつ考えていただきたいと思っております。よろしくお祈いしたいと思っております。1点目のインフラ整備につきましてはこれで終わりたいと思っております。

あと2点目はですね、福祉複合施設整備事業について。これは小規模多機能福祉施設整備事業ということであつたわっているんですが、それについてお伺いしていきたいと思っておりますのでひとつよろしくお祈いします。これは住民課のほうの事業だと思いますが、今、手元にこういう資料、今のところ。さっき配られたものから、その辺の中身を前もって見ておけば私もわかったと思うんですが、今配られたものですか、後で詳しく読んでいきたいと思っております。まず最初にですね、ハートフルサポート事業ということで命名が打たれているんですが、その点は、これはそういうサービスシステムがあるのかどうか。各市町村、村内あるいは県内、いろいろあると思っておりますが、その辺の事業はあるんですか。このハートフルサポートという、ちょっと簡単でもいいですけども教えてくださいいただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。ハートフルサポート事業というのは一括交付金で命名したネーミングという形の事業名でありまして、こういった事業の補助金対象とか、そういった事業はございません。私が命名した事業でございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。多分、一括交付金の中に含まれていますので、その予算が組みやすいようにいろいろ考えて名前をつけたと思いますが、わかりました。あと、2つ目に小規模多機能福祉施設とあるんですが、多機能と言いますといろいろなサービスが入ってくるとは思うんですけども、私は場所が座間味になるものですかからあまりよくわからないんですけども、この設置場所ですね。この施設の中にすべて入ってくるのか、その土地なりにいろいろな施設ができるのか、その辺ちょっと。この場所等、この辺をくわしく教えていただけないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質問にお答えいたします。場所はですね座間味診療所の隣にありまして、旧めんそーれ座間味さんという民宿でございます。施設内におきまして複合サービスを実施する予定にしております。今のところそのままでは使えませんので改修のほうも予定しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。場所につきましてはわかりました。あとですね、この施設の中に託児所とか、そういうもののサービス事業を盛り込んでやりたいという形を意見交換会の中でちょっと説明を受けたんですが、その事業もその中に入れて行っていくということですか。その辺、またこういう託児所ができた場合には職員とか、その辺の部分の配置もいろいろあると思いますけれども、どのような考えで持っていますか、その辺、教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

失礼しました。高齢者のサービスのみというお話しをさせていただきましたが、今のところ座間味での介護サービスの利用者が多く見積もっても8名しかおりません。8名で今ある施設を活用するには少し惜しいということで、施設内に託児所とそれから障害者のサービスを新規事業として設けることにいたしております。施設職員に関しましては離島ということで、介護職員が障害者のサービスも見る、そして託児所も見るという形で人を施設内で事業所が回していくという形の運営になっています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。前回の説明の中でですね、この福祉施設に関しましては座間味法人ですかね、偕生会ですか、その方々のもとで、そこを買い取ってサービスをするということでの説明がありました。そこで自分自

身そうなんですけれども、皆さん方、ほかの議員の方にもちょっと話をしたことがあるんですが、そのときの説明の中で、「じゃあこの施設に関して村の予算関係、財政関係、村からの持ち出しはないんですか」という形で聞いたところ、そのときは「一切ありません」という形で説明を受けました。そしてそういう説明があったものですから、別だろうと思ってこの間の全体協議会の中でここに一括交付金を利用して事業を起こす。言ったように新規事業ということで、事業費が3,100万円余り、そしてその中に一般財源が600万円余り組まれているものですから、この予算金額を見てびっくりしたんですけれども、その点はそうしましたら、他会社、一般の会社の施設に村の財政を盛り込んでいくということは、これは施設に関して最終的に座間味村の公共施設になるんですか、どうなんですか。将来的なものはどうですか。その辺、教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

そうですね、当初は複合施設ということで、先ほど申しあげましたように考えておりませんでした。複合施設として利用した場合ですね、供用の部分が大変多ございまして、例えばトイレ、お風呂場、デイサービスの場はすべて供用という形で使用することになります。となりますと以前申しあげておりました県の基盤整備事業の補助金では難しいということで、今回、一括交付金を利用するに至りました。先ほどの事業所が財産を取得するのに村が補助するのはおかしいのではないかというお考えなんですけれども、実際ですね、今回この補助金に至ります経緯といたしましては不動産屋が新聞広告を4,500万円という形で広告いたしました。その4,500万円の金額で偕生会だけではなく、ほかにも2社買い手がございました。それに至りましてはですね、事業に着手してしまいますと補助金の対象外になるということで、4,500万円プラス不動産屋の手数料、それから登記を入れて5,000万円余りの急な出費が必要ということになりました。それでですね、偕生会さんは以前から村にですね、先代の理事長からぜひ福祉施設をということのお話ございまして、この機会を逃すと、この物件を逃すとこのような物件を見つけることは難しいということで、偕生会さんの関連会社が購入しているという形になりました。実際、福祉事業所というのは営利目的ではございませんし、5,000万円かかったプラス改修費があと1,500万円近くかかるということになっておりまして、それ以外の車の購入、ベッドの購入等に関しましてもプラスでいろいろ出費が出るということも勘案いたしまして今回、偕生会さんをお願いしたところでございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。予算額で5,000万円、その中にこの村の財政が3,100万円入ってくるということは、その村の財政を使って、その施設に他会社の施設に村がそこまで金をかけて基盤整備をする中身があるのかどうか。そして、これだけの金をかける上ではですね、やはりこれからの需要、例えば託児所をつくるにしても子供さんを、もちろん阿嘉、慶留間からなかなか来ることは難しいと思います。阿佐部落、阿真部落、座間味部落の中での利用が多くなると私は思います。その中で、それだけの需要があるのか。それだけ金をかけてやる必要があるのか。そして、もちろん一括交付金がありますから、この考えでいろいろ案を出してやったと思いますが、どうしてもその中には一般財源が600万円以上も出るわけですから、先ほどの集落道の整備に関して私はお願いしたんですけれども、特にそういう事業を目に向けてやろうとはしないで、いきなり交付金があるからということで、そのように簡単に一般財源を600万円組むということは、正直言って私は個人的に余り納得がいけないです。その辺はもっと優先順位を、何があるのかどうか真剣に考え

ていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと私は思うんですが、その点、村長いきなり振りますけれども、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、高齢者福祉施設に関しましてはですね、私も前々から必要だという認識をさせていただいております。就任してすぐ、最初のころは前政権の仲村三雄前村長の場合には、那覇に子供たちの学生寮と一緒につくったらどうかという案もあったことは事実ですが、これは縦割り行政の中では非常に厳しいだろうということで、学生寮1本に絞ったという南部の離島協の経緯もございます。私たちお互いの親であり祖父母に関しましては、やはり今現状としては介護が必要で、家族が介護できない部分に関しましては沖縄本島に行って介護をされているわけです。その方々の熱い思いというのは、やはり島に帰りたい。島で住みたいということでございます。600万円が安いとか高いかといいますと、これはまた非常に考え方によっていろいろ違うかと思いますが、やはりこの私たちの島をつくってきた、村を頑張って支えてきた先輩方がこの島で最後までいたいという気持ちは、やはり私は大切にすべきだと考えております。一括交付金がうまい具合にこの時期に来たというのは本当にいい巡り合わせだったと個人的に思っておりますが、ぜひこの600万円も活用して高齢者の福祉施設をつくっていききたい、そして阿嘉、慶留間の話も出ましたが、将来的には偕生会さんの意向では座間味だけではなくて阿嘉、慶留間にもそういう施設をつくりたいんだという強い希望を持っております。その件に関しましても多少の一般財源が出る可能性もございますが、積極的に推進をしていってですね、福祉の充実というのは絶対必要だと考えておりますので、ぜひ続けていきたいと思っております。また、子供の教育の中での託児所ですが、ある程度の子どもプラン、次世代育成子どもプランでしたか、後期計画の中にも親御さんのほうから強い要望が何件かあるのも事実でございます。ですので、この一括交付金、離島の特殊性ということで、高齢者介護施設だけではなくて子供の教育の一環としての託児所、あるいは障害を持っている方も数名いらっしゃいまして、この方々もなかなかちゃんとしたサポートが、やっているつもりではございますけれども、より高度な知識を持った方々、あるいはちゃんとした高度な施設、あるいは高度な知識を持った事業所の方々に手厚くサポートしていただくことで、島で安心して、本人だけではなくてですね、家族が住みやすい環境をつくるというのは私は非常に大切なことだと思っておりますので、ぜひ御理解いただいて、この予算を通していただければと考えております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今、村長のお言葉にもありましたように、この施設に関しましては私は決して悪い施設ではないと思っています。個人的に。どうしても私たちも年をとっていくわけですから、いつ何どきお世話になるかもしれません。確かに那覇に行っているいろいろな施設に預けるよりも、阿嘉、慶留間の方でも座間味にあれば、そういう形で1日に何回でも通えますので、すごく便利だと思います。そう思うんですけれども、これ逆に村のほうのもとになって、公共施設であって、そして民間に委託して、そういう形で職員の管理、いろいろやっていく。これが逆だったらもっとどうかなと思う考えも私はあったんです。その点につきまして前にも説明があったように全く村財政をつぎ込みませんということの説明があったものですから、いきなりそういう事業が出てきたものですから、それに対してはどうかなと。もっと本当にそういう事業を起す前に全体的なものを持ってもっと吟味しながら、老人のこういう介護の需要、子供さんに対する需要、あらゆる面から考えて、もっと慎重に真剣に考えていったほうがいいんじゃないかなと私は思っております。これからまた予算

書の中にも出ていますので、ほかの方々、議員のほうからいろいろ質問があると思いますので、私のほうはこれをもって、この件に対しましては質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

続きましては3点目なんですが、これもちょうど新規事業になるんですが、阿嘉、慶留間の出張所の施設に関してなんですけれども、その点について3点ほどお聞きしていきたいと思います。まず、この出張所の場所は前にも説明を受けたんですが、多分、阿嘉のターミナル内の中に設置されるだろうということの説明を受けました。その中で今、船舶切符売り場があります。そしてここにお客さんが集まる施設があります。場所的に設置するとした場合、中のほうにされるんですか、その点、4月1日からこれはスタートするわけですよね。その辺がわからないものですから、たまに部落住民から出張所ができるというけれども、どこにできるのかということで聞かれたりもするものですから、その辺を。まず場所的なものを、具体的に内容説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。まず阿嘉、慶留間出張所の場所はですね、今、切符売り場をしている場所。そこに観光案内所の機能も加えまして、そして、場所的にはそこでやります。そして職員についてはですね、一応本務の職員1名、定数を割った1名。そして非常勤の職員2名で3人体制で考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今の説明の中で、今の切符売り場の中にすべて設置になるということですよ。先ほど人員配置の件も後で聞こうと思ったんですが、今現在、船舶の切符売り場の中には21・ざまみの職員になるんですか、今現在、雇用されているのが2人ですか、3人ですか、いるんですけれども。この間、この方々の意見をちょっと聞いたんですが、4月1日からこのように出張所ができるよということで、「皆さん方はどういう対応になるの」ということで私はその本人たちに聞いたところ、「まだ説明がありません」と。「1回だけ総務課長が来て、少し説明を受けました」と。「詳しい話は聞いていません」と。「21・ざまみからも何の説明を受けていません」と。「村の行政からも受けていません」と。だから「自分たちはどうなるんですかね」ということで、すごく迷っていました。その点につきましてですね、新しい出張所を開設するわけですから、その辺。今現在、ここにいる職員もいるわけですから、もちろん家庭を守っています。子供さん方も小さいです、すごく不安感を持っています。僕らはどうなるのと、立場はということでもありますので、こういうのはもう決まっているわけですから、前もって、もっと誠意を持って、こういう職員に対して今回からこういう形になりますと、議会でも決まりましたと。そして皆さん方の立場としてはこういうことになりますけれども、どうですかと。いついつまでにはこういう説明もしますから、どうですかというふうな、先にあってもいいと思うんですよ。これが地域住民への一番のサービスじゃないかと思います。当たり前のことじゃないかと私は思います。その点、一応総務課長が説明に行ったと思うんですけれども、そのときの説明はどういう説明をしたんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、私が二、三カ月前ぐらいだったと思いますが、そういう形で阿嘉・慶留間出張所の開設に向けて、まずは21・ざまみの事務の責任者の斉藤さんに構想を述べまして、そういう形で人員についても引き取り

たいということを申し上げました。そして現場も見たいということで、それぞれヒアリングをしました。1度だけというのはそのときのことだと思います。そして、多少、手続いろいろな詰めの部分が遅れて非常勤を予定しているお二人が不安を抱いていることについては深くおわびを申し上げます。人物的な評価で特に問題がなければ基本的には次年度に限っては引き続き雇用するという事は考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今、現在いる職員の立場の説明がありましたけれども、今現在この方々に関しては21・ざまみのほうに対しての委託金の中でやって、今管理されていますよね。ということは、今の説明の中では今回その会社を外れて、そして座間味村の臨時職員としての雇用で対応するという事によろしいんですか。わかりました。じゃあですね、これは本職員が3名ですか、1人ですか。その辺、ちょっと職員の配置に関して詳しく説明いただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、本務の方を1名、そして非常勤職員を2名。3人体制で考えています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。本職は1人、そしてあと臨時職員2人ということで計3人でこの事業サービスを行っていくということになるわけですね。じゃあ、そこでですね、今現在いる職員は21・ざまみの職員の中で今やっているわけですから、それに対して会社、21・ざまみに対して、会社に対して村側からは今回こういうような形で考えていますけれども、臨時雇用として使おうと思っているんですけれども、今年度からは委託金もなくなりますけど雇用しますからどうですかという、会社側に対しての説明とか、その辺も全部やったわけですか。どうですか、その辺。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

先ほど申し上げたとおり、まず事務の責任者は斉藤さんと承知しておりますので、そういう形で最初に年度当初から委託金に関するトラブルもいろいろあり、かつ本来なら阿嘉・慶留間の行政サービスの向上を期するためには、やはり本務職員を置かないと、町税、税金を取るとかですね、そういうもろもろの課題もあるので、総合的に判断して開設すると決めて、そしてそのことについては前持って条例を出す前から詰めて、そういう形でやりますということは、21・ざまみと機会あるたびごとに調整はしています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。一応、調整はされているということで説明がありましたけれども、これはそういう文書的なもので、紙面の中でそういうのもちゃんと交わされて執行するのかなどか。もし、また後でトラブルとか、その辺の部分、よくこういう話も地域住民から出るものですから、今、実際に言っているんですけれども。

ちゃんと説明して書面の上で今回からはこういうことになりますと。そこでこれに納得して執行部側としてもこれを臨時職員として雇用するかどうか。その点は大丈夫ですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、私どもは契約行為ですので単年度契約。委託業務について単年度契約。そして、先ほども申し上げましたけれども年度当初にいろいろトラブルもあったということで今回、それじゃあ、契約についてはもう終わりますよと。当然、会社はそういう行政機関を設けたいと。いわゆる直営に戻しますよということはずっと申し上げています。そのことを書面でやっていますかというのは、契約が解除になるだけです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

満期になって終了ということですね。それが切れることによって今回からは臨時雇用として採用するということですね。わかりました。その点につきましてもまたいろいろ要望書の中でもいろいろ出して、この新規事業の中でもいろいろな方々から聞かれると思いますので、私はこれに対して、ここで一応質問を終わりますけれども、もう1点ですね。あと、一番大事なことは地域住民へサービス業務の内容ですね、その辺を詳しく聞いていきたいと思うんですが、これが今現在はいろいろ住民票をとるにも、印鑑証明をとるにも内航路に乗ってくると、300円払ってくると。往復600円という形なんですけど、出張所ができることによって阿嘉・慶留間の方はそれも緩和できると。すごくその施設に関しては私はとても賛成でございますが、つくった上でですね、また地域住民へのサービスがあまり悲惨な場合は、また地域住民から文句が出ますので、その点ですね、どの範囲まで。この3名体制というんですけれども、この3名体制でどれだけのサービスを考えているか、その業務内容ですね。サービス内容をちょっと説明していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

新たに行政サービスを提供するのは、まず戸籍ですとか住民票、印鑑証明書、納税、国保税の納付書、そういう証明書の発行ですね。そして、さっき言った村税、固定資産税、そして保険税、自動車税、そういう税を徴収する窓口。今までは月1、第3木曜日に出張徴収という形でやっていたのを事務所が開いている間はずっと税も徴収するというサービスをします。窓口をやります。そしてあとはですね、下水道ですとか船舶の貨物運賃の収納窓口という形も、今までは月1度だけですよというものをやっていたけれども、これは事務所が開設することによって普通に8時半から5時15分まで、そういうサービスができるということになります。加えてですね、林道ですとか村道とか、そして西浜の管理業務もやりますので、不具合が生じたときに迅速に対応できなかった部分については、その専門の職員が配置されますので、その辺もサービスの向上につながると思います。つけ加えまして、まずは4月1日からはどうしても、みつしまを利用しますので、午前中に申し込めば午後みつしまで本庁に持って行って、それで運んで午後納付。午後持ってきたものは翌日納付という、リアルタイムではないです。その辺については課題があるということですね。今、一括交付金を使ってぜひできないかということで600万円程度の、そういうファックス機能を持った、工員がファックス機能を持ったやつを今、予算要求しているところです。当初予算には計上してあります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今、サービス業務について説明があったんですけども、そのサービスの中でほかのハード関係、外での現場関係に対して、いろいろ何かあった場合に現場に出っていくと、出向くという説明があったんですが、これは今、職員は1人ですよ。臨時雇用として2人、3人体制。これ大丈夫ですか、できますか、課長。私が考えたところ、そこまでのサービスが本当に行き届くかどうかというのは、すごく怖いものがありますけれども。その辺は今後まだ詰めていないということでの話でしたので、あらゆる面でまた、いろいろサービスを考えていくと思いますけれども、そのサービス業務に対して、これは特に阿嘉・慶留間の地域住民の情報になると思うんですけども、その辺は地域住民への説明会とか、その辺のをまとめて、その辺の計画的なもの、説明会ですか、そういうのも何か計画があるのですか、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

特にこれだけの説明会をするとですね、住民への負担もあるかと思しますので、今、両区長に申し上げているのはですね、一括交付金の説明会と一緒に区的那种いう場を設けていただけないかということでは今、相談しているところです。ちょっと今から詰めていってですね、どういう形で開催するかはいろいろ調整を図りたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。阿嘉・慶留間の地域住民に対してはすごく助かる施設ですので、ぜひもっと具体的に、もっといろいろなサービスが今後ですね、今までの説明の中だけじゃなくて、もっと今後たくさんのサービスができるような形のを吟味していただいて、しっかりと職員のほうにも指導していただきまして、頑張ってくださいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで5番 金城弘昭議員の一般質問を終わります。

時間がありませんので、金城善昇議員の一般質問は午後1時30分から開始いたします。

では午前の部を終了します。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

お疲れさまでございます。食事の後ですので眠くなるかもしれませんが、しっかり耳の穴をかつぼじいて聞いてからお答えいただきたいと思います。一般質問が重なっている部分と、あと予算書の中と重なっている部分がありますので、予算でできる分は予算でやりますけれども、まず一般質問第1。これは大城議員

からもありましたように、昨年、ちょうど1年前ですね。津波が来た場合にはどこに避難するかということで阿佐の避難場所を先ず見て、その後に座間味、翌日は阿嘉と慶留間の順で視察し、10日に議会が終わって11日には大津波が発生したということであり、そのときにちょうど阿佐の避難所といいますか、高月山に登る道を視察に行ったのですが、そのときは誰かの指示があったのかわかりませんが、草だけは刈ってありました。その場所を見た時に、これは緊急のときに高齢者は絶対に登れないなど感じました。若い者にしても大変だなというのがありました。何しろ砂利道ですから滑りますからね。滑りますので、絶対に上がれないなど。かといって、そういう弱者の人を車に乗せて上がろうとしたときに上がれるかといったら上がれないんですね。そのときに皆で結論づけたのは、やはりここは舗装して高月山に上がれるようにしないとイケないのではないかなんてですね。なぜかと言いますと、座間味の集落、阿真の集落は逃げれば確実に高月山に上がれるんですよ。しかし、阿佐だけは上がれないんですね。この道がちゃんと使えないと。確かに後ろのほうの山でウフタキと言いますか、あの辺は1本道で逃げられるかもしれませんが、逃げた後に、その場所は孤立してしまう可能性が非常に強いということで、どうしても高月山つながるようにしないとイケないのではないかなんて結論に達し、その後行政のほうで、やはり今の道は直したほうがいいのかという話はしてあるんですけど、執行部の方でそれを確認したのかどうか。もし、確認していればですね、どのようにした方が良くないか、その辺をちょっと、村長はどう考えられているのか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

阿佐区の前回の初会、初会後に何か所か山道も登って確認をしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確認もしたとおっしゃいますけど、確認をしてどうしなければいけないと感じたのか、そこが聞きたいんですよ。見ました、それで終わったのでは話にならないんです。要は先ほど私が申し上げましたように東側に逃げれば逃げられないことはありませんが、はっきり申し上げてそこは遠いです。遠いうえに避難後は孤立してしまうという事、そういうがあるので、どうしても高月山の旧道につなげていってはどうかと。これを整備することはもう一つ利点があってですね、避難用として旧道を復活させる。そうすると、以前に大城議員からも提案がありましたが、遊歩道としても使えるんじゃないかと。そうすれば観光の人というのは、景色を楽しみながら山歩きを楽しむ。まさに一石二鳥でそういうものを考えて、やることはできないのか？。しかし、一括交付金で自分たちが裏負担してやるのではなくて、今は震災後でありますので、国から避難路確保のためにということで、県のほう、国のほうから引っ張り出して、それなりの手当てができないものか。その辺を交渉する意思があるのか、どういう手があるのか答えてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変いいアイデアだと思っております。今ですね、その国のメニュー、何があるかというのはちょっと即答はできないんですけども、まず地域防災計画が見直される。国は防災基本計画を見直すということで、国の会議で今、議論をしているそうです。そして、県も見直す。各市町村も速やかに見直してくれということを担当課長会議にも言われました。そしてまた、いろいろ津波場合は車で逃げる手段もあるのではないかといろいろあるものですから、これを見た上で有効な、いろいろな可能性を持った、必ずここだけではな

いというようなものを、まずは私どもも国の基本計画を見てですね、うちに沿ったきめ細やかな避難ルートが必要だと思っています。そしてそれを踏まえて、それを位置づけて予算を要求するとかですね、そういうことを考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この災害、私の場合は津波発生時におけるということで書いてありますけれども、この災害対策についてということで大まかなものはやっているんですね。先ほど午前中の一般質問の中でも防災無線の話がありましたよね。一括交付金の中で職員から防災無線についてのアイデアが出ていますという話がありましたけれども、これははっきり言いまして、これは調整監に答えていただきたいことなんです、2年前、総務課長をやっていたときに防災無線の件を出しましたよね。デジタル化しますから、そのときに全部かえますと。例えば各公共施設等、あと弱者を優先にして、親子ラジオ型のスピーカーをまず100戸分買って、それを先にやりますということであったんですよ。ところが防災無線は故障したまま、私たちのところはずっと月の裏から聞こえてくるような音しか聞こえないし、更に、100個あり、取りつけたはずの親子ラジオ型の各戸に入れるやつが、まだ役場内に30個残っているという話なんです。担当者に確認をしました、きょう。何個残っているのと。30個残っていますと。どうしたんですかと聞きましたところ、希望者がいないと。あのときは希望者という話ではなかったんですよ。調査して、優先順位を決めてやりますという話だったんですよ。中にはお金が出ると思って要らないと言った人も確かにいますよ。なぜそういうのを、こういうもので金が出ないんだから、やりましょうと説得しないままに、逆に言えば30個を今、余らせている状況というのはどうなのか。これ総務課長がかわりましたから、私はわかりませんという答弁にはなりませんからね。調整監は総務課長がかわるときに、ちゃんと引き継ぎはしてあるんですか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

総務課長を引き継ぐときには、もちろん防災無線に限らず、消防防災については引き継ぎをさせていただいております。それから、設置が30個余っているという話ですけど、確かにリストをあげました。100以上ありました。ただ、担当からも言っていたように、無料ですので皆さんつけませんかと言ったら、やはり要らないという人が、私たちが思っていた以上に多くて、余った状態になったことに関しては残念だなと思っています。あと、去年でしたか、座間味の初会で無線が聞こえないところがあるということがあったので、そのときにも、そういうところがあれば戸別式があるので、どうぞ御活用くださいということは言っておりますけれども、ただ、現実としては残っているというような状況です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ありますからつけませんかではないんですよ。防災の意味でつけますと、逆に。防災の意味でつけますよということで、優先で弱者という話なので。それ以外も、要するに一般家庭も全部、年度またがってやりますという話だったんですよ。全然進まないから。100個も。いや、希望者がいないからやりませんでは通りませんよ。私が防災無線の件を取り上げたときには、古くなって聞こえないところもあり更に台風時においては、風が強いためにアルミサッシを閉めているので放送が聞こえないんですよと、だから親子ラジオタ

イブにしたらどうですかという話をしたのであって、希望者がいないから取り付けなくても良い、そういう答えではなかったですよ。最初は弱者のところからやって、それから次年度に金をかけて、また他のところもどんどん広めていきますという答弁だったんですよ。防災の意味では全戸にやらないといけないわけです、あれは緊急放送とかもあるわけですからね。こういう時にこそ、こういう一括交付金を使うべきではないですかね。それと、さっき総務課長が国も県も市町村も防災の計画の見直しがあると言っているのであれば、国にこういうことでやりたいんだけどもということ、予算確保はできるはずなんですよ。それについて、今後どう計画していますか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

国はですね、たしか去年の年末、県も一、二月からはその改正の内容を見せたいとは言って、遅れているようです。やはりあれだけの被害があつてですね、いろいろな意味で多方面にわたってまた研究をしたいと思います。そして善昇議員がおっしゃるようになりますね、やはりいろいろなこの地域防災計画の位置づけと、離島特有、島特有、いろいろな特有の部分をかき細やかにその地域防災計画に反映させると、それを予算要求の武器にしたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

最近震度3とか震度4の地震が頻発していますからね、座間味村は。すぐ近くで地震があつた場合には津波がすぐ来ますからね。そういうのも含めて防災無線でやつたところで風向きによっては聞こえないしね、夜中の緊急放送なんてわからないですから。とにかく急いでそういうのがやれるように。戸数はそんなにないわけですから、那覇みたいのを全部やれと言ったら難しい話ですけど、座間味村だったらやりますよ、これ。県や国もノーとは言わないでしょう。これは早急にやってください。

次、2番目です。観光客減少に対する政策について。一括交付金等による観光客誘致増の具体的計画についてどういふのがあるか。それと、村の分の一括交付金でできること、村だけではできない分を沖縄県に要望しなければいけない分があると思うんですよ、それを真剣に執行部と議会と一つになってやらなければいけないところがあるので、その辺を今、観光客誘致増のために何をしようとしているか、具体的な計画を話してみてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。一括交付金を活用し当初予算に計上しております観光関連事業については、1つ目が海の駅観光協会。2つ目が座間味海域安全事業。3つ目が外来種植物根絶事業。4つ目に島ちゃび解消移動手段安定化事業ということで計上しております。合計で5,352万円となっています。今後は残る2億8,000万円についても、多くの観光客の増につながる事業化に充て、本村の基幹産業である観光振興を図ってまいります。また、御質問のあります観光客誘致増に関する県への要望活動は、具体的には行っておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、島ちゃびの話が出ましたけれども、これは本当は予算の中で済まそうと思ったんですけど、島から出ていく人たちの往復切符の補助ですよ。多分これだけだと思っただけけれども。これは去年の実績でどのぐらいになるのか。公営企業課長、去年の実績で今、この島ちゃび事業でやろうとしているもの、要するにここから往復買ったら安くなりますよと、村民に対する補助ですよ。それに対して幾らぐらいになる予定ですか、これに答えてください。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

すみません、島ちゃびと離島運賃補助のあれと勘違いしていました。じゃあ、島ちゃびの件で。ヘリコプターの件だと思うんですが、これは予算書を見ると200万円ぐらい組まれていますけれども、どういう理由でそのぐらいの規模になっているのか。あと、その事業に関して県のほうの担当と県から出せないのか交渉してありますかどうか、その辺ちょっとお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それじゃあ、事業内容について御説明したいと思います。まずアイラスがこちらのチャーターヘリで観光客、もしくは村民が利用しておりますけれども、発想としましてはヘリ、フェリーとかが欠航もしくは時間の繰り上げで運航を変えた場合、どうしても本来ならここで観光客などがダイビングをしたいと思っていたところを切り上げてでも帰ってしまう。こういうところをなくすために欠航時における料金を安価にさせるための補助を、このアイラスへ補助をすると、1年間予定したものの範囲内で補助を出すという仕組みです。県に対してはですね、特にその件については要請はしていません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに欠航のときにいいかもしれませんね。しかし、沖縄本島から渡ってくるときに、例えば飛行機の到着時間が3時、4時の人が、どうしてもその日に島に入りたいと言ったときに、チャーターでもいいから来たい。この人に対して運賃補助は島単位じゃなくて県単位でできるはずなんですよ。県単位で。ほかのところは定期便の飛行機があるところも県では補助しているわけです。こちらからお願いしにいかないと、県の方から予算がありますからどうぞということは絶対に言わないんですよ。その辺を全くなされていないというのはどういうことか。これは村長が施政方針の中で、県政を支持する立場に立って県執行部や県政与党と緊密に連携を図り、多方面にわたる意見交換や情報収集を行ってまいりましたというけれども、実際、そういうところは何も動いてないじゃないですか。これは言葉のまやかしですよ、これは。実際に情報をとっているかもしれませんが。情報はとっていても何もしなかったら、何もならないわけですよ。一括交付金をもらうから20%裏負担してやりますよと、とんでもない話ですよ、これ。県がやるのであれば、こっちは裏負担なしで済む話じゃないですか。一般会計から持ち出しやる必要ないわけですよ。そういう面で動かな

いで、これははっきり言いますけど、さっきの質問の中で事業名をちょっと間違えたんですけども、この施政方針の中にもクイーンの買い取りとかもありますけれども、なぜこれを県にさせないんですか。これだけ仲がいいのであれば。テレビとか新聞では、離島のこの船とか買い取り、取って県が渡しますというように書いて、皆そう思い込んでいるんですよ、ところが平成22年以前に買った船は対象外ですよということになってきているわけでしょう。それを何でほかの離島とかと手を組んで、どうしてもやってくれと。そうすれば運賃補助はいらないと。これを1億円も、2億円も減らすことによって、自分たちで運賃を決めて観光客を誘致しますという計画がありますからということで話をすれば、県も頭ごなしにノーとは言わないと思いますよ。こっちが行かないから、向こうは、「あー、それで満足しているんだな」としか思っていないですからね。これは絶対に、はっきり言って議会でも議決して、知事と県議会に要請すべきだと思っておりますが、村長はそのために動きますか、どうしますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。私は今の制度の中です、今回、予算要望させていただいている中で仕事を進めさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この一括交付金に関して、各市町村に対する配分の中でも、私らは勉強会があって、国の課長クラスと沖縄振興策の課長などと話をする機会がありまして、「何で真水にできないんですか」と言ったら、「いや、これは沖縄県が決めることです」と。国としては、やりなさいともやるなとも言わないと、言えないと。沖縄県知事がどうするかを決めてくださいと。だから、県知事が「いや、真水にしましょう」と。3億円ずつ真水にしましょうと言ったら、それでできたんですよ。ところが、市長会でひっくり返されてできないと。知事もできないということになったわけですよ。本当にそれがあれば真水で3億円から5億円がこれから使えたわけです。今は20%負担するのも大変ですよ。3億5,000万円もろうといたって、7,000万円は裏負担しないといけないわけですからね。本来の事業ベースだと1割負担で済むのが2割負担になっているでしょう。使い勝手がいいと言いますが、これ使い勝手が全く悪いんですよ。いろいろなものに制限かけられているでしょう。フェリーも買い取りたいけど、出来ない。この際全部、一括で払ってやれば済むんだけど、払えないわけでしょう、これ。収入の中から払わないといけないことになっているでしょう。こういう使い勝手が悪いからということで、近隣の町村長がどんどん集まって行動するべきじゃないんですか。上向いて政治したらだめですよ。ちゃんと下も向いてやらないと。これは自分たちで使えるようにしたいお金ですからね。こっちから声を上げていかないと、だから議会も決議してくれと、一緒に行きましょうということぐらいやらないとだめですよ、これでは前に進みませんよ。県の職員がつくった制度、国はそんなこと言っていないから。県の職員が今までの補助金のあり方でやったものを市町村に流しているだけですから、これはできませんよ、これはできませんよと来るわけですよ。そんなもの打破しないと。きのうテレビでやっていた復興とは違うんですから。復興庁が要望しているものは、いや、ここの省庁と合わないからどんどん切っていくって、結局使える金がないと。だから交付金は半分ですよというふうにして今沖縄県自体がなっているんですよ。自分たちが走っていかないと。自分たちの考えを逆に上げていかないと、上は自分たちはこうだからやりなさいとは言いませんよ。はっきり言いますが、とにかく議会も早目に集まって、県に要望するものとしてここで決めますので、そのときに村長も一緒になって、村の負担が減るよ

うにしないと。一緒になってやろうと考えておりますけれども、どう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一括交付金の活用に関してはもちろん私たちだけで決められるわけではないというのは承知しております。ただ、沖縄県に何もしていないというお話がありましたが、それは全然そういうことではなくて、いろいろなアイデアを提案させていただいております。2割の負担、裏負担は実質1割だというふうに言われておりますけど、その辺はですね、沖縄県が決めたとかそういう話ではなくて、財務省も含めて沖縄県知事、財務省、あるいは国の政府、この辺の中で生まれてきた話だというふうに私は認識をしております。これから新たな活用方法につきましては施政方針でも述べさせていただきましたように、できるだけ早い時期に予算の執行も含めて考えますと4月中にはどうか臨時議会をさせていただきたいと考えておりますが、もちろん御意見も伺いながら、座間味に必要な事業を取り入れていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど公営企業課長にちょっと質問した部分なんですけど、ここから往復の運賃補助事業がありますよね。あれは去年ベースでいって、昨年度ベースでいってどのぐらいの金額になりますか、ちょっと答えてもらっていいですか。この間、全協でちょっと出したのでいいですから。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

去年ベースで1,500万円の金額になります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

島から那覇に出かけるときに、運賃を補助してもらっても、県は1,500万円出せばいいと思っているわけですよ。ところがですね、この1,500万円というのは島にとって何の産業も生まないんです。はっきり言って効果は余りないですね。ないんですよ。だから、先ほど申し上げたように船を買うものも全て県で、新聞に出ていたとおり県でやってくれと。その分、はっきり言ってクイーン座間味とフェリーと合せると1億円ちょっとありますよね。その分だけやってくれと、そうすれば、この1,500万円の運賃補助は要らないと。自分たちで運賃を決めて、那覇から入ってくる人も運賃が下がって、観光客を増やすようにするという計画書をつくってやらないとだめだということです。そしてここから那覇へ行くのに運賃が安くなったからといって、毎日しょっちゅう行くわけにはいけないわけでしょう。行ったら経済効果があるわけじゃないんですから。那覇にとっては経済効果はあるかもしれませんが。買い物しますからね。でも、座間味村にとっては何の経済効果もそこには発生しないということです。運賃が安くなったから島に帰って何かやりますか。やりませんよ、これは。だから、そういう意味も含めて県に対しての交渉というか、皆でまとまってやらないと絶対、なるべくこれは総合計画の中でもうたわれていましたよね。年に500名に上げるとして、総務課長は言っていたけれども、年に入域数500名上げたって、今の既存の観光業者はほとんど死にますよ。2年間で1万人下がっているわけですからね、それを1年に500名ずつ戻していくという、そんな馬鹿な話をしていたら何にもならないですよ。無人島に住んでいるわけじゃないですからね。これは

議会と執行部が一つになって県に要請行動をするということで私は理解してよろしいですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今の船の話ですか。船の話に関してはですね、まず当初予算に関しては一括交付金を活用してクイーンの買い取りができるような形で今、調整を進めているところです。今、予算計上をさせていただきました。フェリーに関して七千四、五百万円だったと思いますが、次年度で償還が終わります。それについてもですね、できないかという話を一生懸命、今、出してはいます。その中で今、簡単ではないなということは聞いておりますけど、私としてはどうかこの一括交付金を活用して、直接、償還に充てることができないにしてもですね、7,000万円という償還額の何らかの手当てができるようなアイデアはないかということで職員に指示はしております。そういうところで全く何もしていないということではございませんので、御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何もしていないとは言っていないです。ただ、議会でそういう話も聞いたこともないし、執行部側からこういうことをやりますよと聞いたこともないんですよ。だから言っているわけですよ。ともに話し合って行動しませんかと言っているわけですよ。私が言っているのはそういう意味なんですよ。それとも今までと同じようにばらばらに動きますか。そうじゃないはずですよ。一体となって動かないと前に進まないですよ、これ。何か村長はあまり動く気がないみたいだから、次の質問に行きます。

就学支援について。高校生に対する就学支援についてと書いてあるんですが、まず、その本題に入る前に、これは教育課長のほうがよく知っているかなと思うので、今年度4月から高校に行くのが何名かおりますけれども、その子供たちも含めて平成24年度、3学年。1年生、2年生、3年生合わせて座間味村から出ている高校生はトータルで何名になりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

今回、中学3年生が今度の4月から高校へ行きますので、それを含めると37名の高校生がいます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

37名。島の中学生より多いのかな。何で私がこういう質問をするかと言いますと、現在は、子ども手当というのが中学生までもらえますよね。ところが高校になるともらえないわけです。座間味村は離島ですので、那覇の高校に行きますとアパートを借りたり、かなり親御さんにとって負担になるわけですよ。先ほど村長からもお話がありました高校生の宿舍問題、これも何年も前からやってきて、沖縄県はやっと再来年から着工すると。もう誰もいなくなったからつくるといことになるわけですよ。でも、その間、親御さんの負担ってものすごく大きいわけですよ。子ども手当がない時だったら、逆に私はこの質問をしなかったですよ。ところが、高校に上がるとなると金がかかるときに子ども手当がなくなるということは、それこそ親の負担が大きいので、37名ですから、月に1万円とか1万5,000円であっても、そんなに高額な金にはならないと思うんですよ。そういうものの補助が一括交付金でできないのか。この間、全協のときには

高校の授業料無償化という答えがありました。これが無償化になったからといって、じゃあ、ほかの面で負担はないのかといえば、そのようなことはなく、二重生活しますから負担増になるわけです。逆にそういう人たちに補助をして、人材育成の意味でやっていく考えはないですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、離島から本島への高校へ進学することに伴う保護者の経済的負担や精神的不安、また本人が勉強や部活を行いながら家事も行う負担等は国が行っている授業料の無償化では到底補えるものではないということは認識しております。県におきましては、県の一括交付金を利用いたしまして先ほどからお話があるように、離島出身の学生の支援策として帰島する際の船舶運賃の軽減補助を行う予定ということは御存じのことと思います。お金を、支援ではございませんが本村におきましても一人暮らしの学生を対象にですね、病気等の緊急時における見守りのボランティアを委嘱して、安心して学校生活を送れるよう新年度予算に所要額を計上し、サポート体制の強化を図るということを計画しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一人暮らしの緊急時という話もありますけど、私が言っているのはそういうことも含めてなんだけれども、経済的負担がものすごく厳しくなるということを言っているわけです。例えば2年後に始める県の宿舍建設とかあるじゃないですか。それまでの間、逆に言えば座間味村独自でもいいです、県にお願いしてもいいわけですが、例えばアパートの借り賃の中で幾らかを手当てするとか、親の経済的負担を軽減できないかと。要するに3年後からはそういうことができれば経済的負担も少なくなるわけです。じゃあ、それまでは我慢して下さい、そのままいて下さい、ということですか。そうじゃなくて、子ども手当に代わる何かの形でそういうものができないかと。住民課長は先ほど金城弘昭議員の一般質問の中で、自分で命名したぐらいのプランをつくっているわけですからね。そういうプランがつかれないかどうか。県に対してそれを、離島は高校まで出ますということで、できないものかどうか。それをちょっとどう考えるか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ありがとうございます。ただいまの御意見、貴重な提言として承りたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

4月の臨時議会でそれが組めるようにお願いします。これはこれとして次ですね。

4番、公共施設の使用について。阿嘉漁港ターミナル及び座間味港旅客ターミナルの使用方法について。これはどういうことかと言いますと、座間味港のターミナルは両方に机を置いて、非常にだだっ広くしてあるけれども、100脚あったら10脚ぐらいしか人は座っていないんじゃないかなど。要するに使い方が無駄な使い方になっているわけです。これをつくったときからいろいろ使い方に関しては県との構想をやっていたみたいですが、はつきり言って有効利用したくても駄目と、要するに目的外使用だということで今まで蹴られてきているんですけども、再度、使い方を村で計画してですね、それを県と交渉するということを考えてほしいんですよ。ここは目的外使用というのがすぐ頭に來ますけど、あと阿嘉のほうですけれ

ども、建物をつくったときには水産物の加工場をつくるために確保したところが今、倉庫になっている状態なんです。その倉庫になっている状態ではあるんですけど、これも前に漁協が使うと言ったら、いや、使わせないということで、何か知らないけれども蹴られた経緯がありましたけれども、今これは阿嘉のほうで婦人部といいますか女性部といいますか、皆さんから、お土産とかをつくりたいと。だから、加工施設を確保してくれないかということで話が出ているものですから、その場所がちょうど電気設備とか排水設備は完備しており、器具さえ揃えばいつでも施設は使えるような状態にあるんですよ。だから、産業振興課のほうになるかと思えますけれども、これを阿佐のほうには加工場があって、こちらから行って使っていますけれども、ああいう大きなものではないですけども、利用したいという人たちにどんな器具が必要なのかとかを聞いてもらうとして、その施設をちゃんとして、そこで特産品づくりとかを推奨していくことができるかどうか。それをちょっと今後そういう予定が組めるのかどうかお答え願います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。阿嘉漁港のターミナルの使用については建設当時、目的にマッチした用途、使い方を検討していく考えであります。次に座間味港のターミナルの使用についても用途の制限が今ありまして、今後も用途の変更について県とは調整していくという考えを持っています。また、座間味港ターミナル、制限が今はありますが、今回、県と調整をした結果ですね、固定するものでなければ認めるという感じでありますので、船舶の出入港の待ち時間を有効活用して住民とか観光客の利用者のニーズに合わせたキッズコーナーを設けて、子供たちの遊び場の提供をしていきたいと、そういう待合所の使い方を考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

観光客、住民に限らず有効利用できるように、県の企画の知り合いと話をしましたら、まだ有効利用というものをやっていないのかと逆に言われました。要するに目的外使用と言われてどうにもならないと言ったら、今そう考えている人はほとんどいないはずだから、逆に有効利用していない、施設を殺しているから、有効利用してくださいと。だけど、そのかわり当事者から上がってこないと自分たちは何もしませんよと。だって、当事者がどう使いたいかもわからないのに、お前たちはああ使え、こう使えとは言えないわけですからね。だから、計画を早くして、どう利用したいのかというのをどんどん交渉して言わないと、1年に1回、1年に2回ぐらいではだめですよ。毎月毎月攻勢かけるぐらいに、那覇に行ったら、ちょっと近くまで来ましたからと言って担当に会うぐらいに、毎月攻勢かけたら変化しますよ。使ってくださいと。だから、そういう計画も早くして、交渉もどんどんしていくように。

次、5番です。フェリー荷捌き場等についてと書いてありますけれども、今ですね、座間味も阿嘉もそうですが、フェリーで荷物が来ました。コンテナを置きました。雨が降っているとそれをとる人は全部濡れているんですね。ちょっと横殴りの雨になると荷物も全部濡れますね。これを前から、前は船舶でしたけれども、これを何とか県のほうに要望してくれという話はしてあったんですよ。要するに脚と屋根だけつけば、コンクリートでパッとやれば車も入れる広いのができますからね、内装までしてくれというわけではないわけですから、こういうものを両方お願いして建てさせて下さい。今度の一括交付金で県はそれぐらいのお金はあるはずですよ。自分たちでつくるわけじゃなくて、港湾課と漁港課にお願いしたらできるはずですから。あと、防雨型の通路。去年、産業振興課の前課長が答えたあれば、渡嘉敷は港湾課がつくると言ってい

るけどどうなっているんだと言ったら、座間味はどうですかと。渡嘉敷はやるけれども、座間味はどうですかという話を私が言ったと。でもその後はわからないという話になっているので、先ほどの話じゃないですけど、産業振興課の中で現課長と前課長が引き継ぎをして、その後、交渉しているかどうか。というのは、港湾課だと座間味港だけなんですよ。ところが、阿嘉は漁港ですから、それはそれなりに県と交渉して、国と交渉して観光産業を伸ばすために、観光客に対するサービスなんだということを位置づけて、これもはっきり言ってソフトですよ。皆さんに来てもらったら気持ちよく帰ってもらおうというためには、こういうソフト事業が必要ですよと県に対して自分たちのもらったものからやるんじゃなくて、県に対してお願いして、平成24年度にはやってもらおうようにしてくださいよ。あれもそうですけれども荷物捌き場。これは両方公営企業課の担当なのか、産業振興課も一緒なのかわかりませんが、これを計画して申請するかどうか。予定はあるのか、検討します、は要りませんから、計画があるかどうか。交渉する気があるかどうか、それだけをお答えください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

貴重な御提言、本当にありがとうございます。一括交付金に関して県のほうでできないかどうかということの話ですけども、それに対してはお互い産業振興課と一緒に、先ほどあったように早目に関係機関と調整しながら実現できるように努力していきたいと思っております。どうも貴重な提言、ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

5月以降はまた台風が来ますので、風が吹くたびにテントを丸めたり、台風が通過した後にまたこれを元に戻すと。これは四、五名かかって無駄な仕事をしているわけですから、早目早目に自分たちも楽になるように考えないといけませんよ。それで、あれが吹っ飛んだりなんかして、荷物を取りに来ている人等を怪我でもさせたら大変な話ですからね。その辺も考えて早目早目にやってください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

座間味港と阿嘉港の屋根つき通路の御質問がありましたので、お答えしたいと思います。座間味港の屋根つき通路についてはですね、沖縄県の土木建築部行政懇談会や平成23年度の港湾整備計画に係るヒアリングにおいて、設置に関する要望を行ってきております。その中でですね、渡嘉敷、そして粟国、座間味を同時に進めて整備するというような話を伺っています。これが平成24年、平成25年という形で進めていくということは聞いていますが、何年度に実施するということはまだ回答を得ていません。また阿嘉港の屋根つき通路についてはですね、沖縄県のこれは農業水産部の行政懇談会を経て、これは整備が可能だということで回答は得ております。事業はですね、農山村活性化プロジェクト支援事業という事業名がありまして、その中で整備は可能だと得ております。ちょっと座間味のほうに戻りますが、県とのヒアリング後に内閣府の専門家、そして総合事務局、港湾課の職員が座間味村に訪しまして、そのときに座間味の港湾施設を見ていただいて、その屋根つき通路の設置場所、この辺がいいんだということですね。そういう現場も一応確認しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

非常に心強い経過がありますので、平成24年度、平成25年度で確実な整備をお願いしたいと思います。

次に6番目です。私はこれを去年の6月、9月、12月にも質問をしておりますが、阿嘉島、慶留間島の鹿及び座間味もそうですけれども、カラス、それに対する駆除とかに対する問題はどうなっているのか、進んでいるのかどうか。それと、鹿に関してはですね、村長にお答え願いたいんですが、これは2年になりますけど、阿嘉区の総会において協議会をつくると言っておりますけれども、その後はどうなっているのか。洒落にはなりませんからね、できていませんと言うのは。その辺どうなっているか。まず、これは産業振興課の担当ですので、課長お答え下さい。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの質問、鹿による食害対策についてを回答いたします。鳥獣食害対策については平成24年から3カ年事業として鳥獣被害防止対策交付金事業を導入します。食害対策を実施する予定であります。そういうものを導入してですね、平成24年度は鹿柵の設置、そしてカラスの駆除、そしてイノシシの捕獲を実施する予定になっています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

カラスの駆除も鹿対策としてはネットを準備するという話でありますけれども、はっきり言って鹿柵はですね、これまで村単位でやったりとか、慶留間のほうは文科省関係でやってきていますけれども、今は逆に昔やったのが邪魔になっているんですよ。山を分断して人間と鹿と分断したつもりが、逆に集落側に鹿が多くて、人間が何か利用しようと思っても、山に網が張られているものですから、人間の行き来ができないようになってしまっているんですよ。はっきり言いましてね。課長はよく御存じだと思いますけれども、集落の真ん中にちょうど山に登る道があるんですけど、そこもさっきの1番でちょっと話をしようと思ったんですけど、阿佐のことばかりになってしまっていて忘れていましたけれども、そこも山の上に登っていく途中で鹿柵と称した網があるものから、その道が分断されてしまって、上がっていけないんですよ。途中までは行けますけれども。その部分も含めて、逆にその鹿柵を昔設置したものが今は邪魔になっているので取り除いてほしいと。そして、基本的に食害をなくすためには、この領域に入らないためには山に鹿が食べる餌ができるように造林とか、そういうものと組み合わせてやって、あと、ここに入ってこれないように例えば猟犬を使うとか、そういうものをやらないと鹿柵をやったって中にしかいないのに、鹿は中にしかいませんよ、はっきり言いますけど。鹿柵は畑をやっている一部だけ囲ってあげてください。あとは全体的に集落に入らないようにするということ。あと、鹿に関してはですね、住民課長にも前から言っておりますけれども、この前の全員協議会の中で、掃除機具をあげたからいいんじゃないですか、という話がありましたけれども、そうじゃなくてですね、鹿が、あの橋の下の遊具の周辺に集まってきて糞をするものから早急な対策が必要なんです。こういうことがありました。29日に全協終わって島に帰って、ベンチのところで数名集まってビールを飲んでいたんですよ。そこへ十二、三頭程の鹿があいさつに来ていました。要らないからと追っ払ったんですけど、10分したらまた来るんですよ。十数頭来るわけですよ。あんなものが糞をまき散らして行って、子供を遊ばすときに掃除したらいいよみたいな、こんな話じゃないということですよ。これははっきり言って高齢者対策をするよりこっちのほうの方が早く必要ですよ。はっきり言いまして。あんな

不衛生なところで子供を遊ばすなんて、ちょっと考えられませんよ。子供のほうが高齢者対策より早くやるべきだと私は思います。どういうふうに考えていますか、この間、言っていますからね、掃除機具だけあげればいいよみたいな話をしていたけれども、そうはいかないですよ。今改めて考えを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

公園に鹿が来るということなので、先ほども答弁したようにですね、鹿柵を設置して入らないように、今は下水処理場から親水公園までのそのあい中は柵もなしに鹿が自由に出入りできる状況であると。そしてサンゴセンターまで。そういう状況なので、今回の新年度予算にも予算計上して230万円ですか、予算計上してあります。そういうことで、そこをきちっと柵をして公園への出入りをとめると。そして、今の公園の状況、鹿の糞も当然あの状況はやはりよくないと思っていますので、早目にそういう対策をやって、鹿の侵入をとめたいと思っています。それと、さっき既設の柵の移動とかありましたが、そして畑を囲うという提案がありましたので、この事業も2年、3年と継続していく考えでありますので、そういう中でですね、今は耕作地などを囲って食害対策をしていく考えであります。そして、あとまた先ほどのカラスの件も、かごでの捕獲を考えています。そして、沖縄県の猟友会にも協力をお願いして駆除をするというような、そういう形でやっていく考えであります。この鹿についても、また西側のほうからも阿嘉の港の西側の方からも来ますので、そこら辺もちゃんときちっとフェンスで閉めて、その阿嘉の橋の下の公園にも鹿が侵入しないような対策はとっていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、サンゴセンターは柵がないから出入りが自由みたいな話をしますけれども、あそこはものすごくきれいなフェンスがあるんですよ。鹿はその辺から渡って来ますけど、私は網に阻まれて反対側まで行けませんでしたけれども、さびもしないできれいなのがありますよ。あそこは。逆に港側にいるものだから、追っ払うと横に逃げるんですね。山の中には逃げ切れないんです、網があるから。外側のほうが多いんですよ、港側が。皆さん何名かは御存じだと思うんですけど、私はレンタルショップをずっとやっておりますけど、毎日鹿が3頭ずつ目の前を行ったり来たりしていますからね。ブーゲンビリアを鉢に植えていますけれども、必ず食べてから行きます。1日に2回か3回、必ず往復しますからね。でも、とって食べたなら問題になるだろうからとって食べておりませんけれども、余りひどいとやろうかなと思っています。それぐらいまで腹が立っています。だから、集落に入ってこないようにしないとイケませんよ。この間は、夜にぶつかりましたからね。暗闇から飛び出してきて。親戚の法事に行って帰ろうとしたら暗いものですから、道に出ると同時に何かぶつかって、何かと思ったら鹿だったんですよ。私も年寄りのうちかもわからないけれども、年寄りだったら完全にひっくり返って怪我をしていますよ。そういうこともあるので、早急に対策して。あとカラスの問題ですけども、猟友会ははっきり言ってお願いしないでください。私、この間言ったように籠でとって、だれかに処分させて、その人たちに金あげたほうがいいですよ。猟友会が来たら、1回ドーンとやって、1羽か2羽落として、彼らが歩くとカラスは全部散って獲れませんよ。はっきり言いますけれども、だから、彼らに何十万円か金を出して、10羽ぐらい獲るとしても、あとは何の効果もありませんからね。これは落とし籠で今までやったら、はっきり言ってその気になれば1年で200羽以上とれますよ。私は3年続けて阿嘉の区長と2人で1月の1カ月間で130羽以上とっていますからね。本当はきょうの傍聴者にも余り聞かれないんだけど、私は狩猟免許を持っていないから捕獲しちゃうんですよ、私は。

しかし余りの惨状で見ない振りをするわけにはいかないのですよ、カラスは籠に落ちているものを殴っているだけでね。はっきり言うておきます。誰かにそういう狩猟の資格も取らせて。処分をさせるということ。猟友会が来たら何の意味もないですよ。カラスを散らすだけだから。早目にそういう手を打ってください。だから、逆に予算化してやってください。くちばしを2つ揃って持ってくれば2,000円ですよ、3,000円ですよでもいいですよ、奄美がハブを1匹何千円で買うでしょう。あれと同じですよ。そういう対策を、調整監はエンジンに害はなかったですか。害はなかった、よかったですね。エンジンもほとんど抜かれていますから。1センチぐらいになったら全部抜かれますよ、あれ。何のために苦労して植えたかわかりません。上からはカラス、下からは鹿。やがてイノシシも暴れますからね、そうなったら座間味村は住めるどころじゃなくなりますよ。とにかく課長、猟友会じゃなくて、地元の人、はっきり言うてその収入にもなりますので、向こうにお金だけあげてカラスは取れませんでしたにはしないでください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員、ぴったり1時間、ご苦労さんでした。これで一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第7. 議案第1号から議案第19号までの提出議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしく願いいたします。議案の説明をさせていただきます。

議案第1号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第5号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年12月22日
- 4 専決処分の理由 航路事業特別会計において、納付すべき消費税及び地方消費税が当初見込みを大幅に上回る額が確定し、予算額に不足が生じた。そのため、一般会計から特別会計へ繰入する補正予算を提案する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成23年度座間味村一般会計補正予算(第5号)について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

航路事業特別会計において、納付すべき消費税及び地方消費税が当初見込みを大幅に上回る納付額が確定し、予算現額に不足が生じた。

さらに納付期日が平成24年1月のため、議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計から繰出しするための補正予算を専決処分する。

平成23年12月22日

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算(第5号)

平成23年度座間味村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,566,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月22日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 越 金		103,330	2,576	105,906
	1 繰 越 金	103,330	2,576	105,906
歳 入 合 計		1,564,276	2,576	1,566,852

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸 支 出 金		64,423	2,576	66,999
	2 公 営 企 業 費	64,417	2,576	66,993
歳 出	合 計	1,564,276	2,576	1,566,852

議案第2号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成23年12月22日
- 4 専決処分の理由 航路事業特別会計において、納付すべき消費税及び地方消費税が当初見込みを大幅に上回る額が確定し、予算額に不足が生じた。
歳入確保と歳出削減に努めているところであるが、収益の増額が見込まれないことから、一般会計からの繰入するための補正予算を提案する必要があったが、議会の招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

納付すべき消費税及び地方消費税が当初見込みを大幅に上回る納付額が確定し、予算現額に不足が生じた。
歳入確保と歳出削減に努めているところであるが、燃料高騰による支出増や旅客数の減により収益の増額が見込まれず、一般会計からの繰入金にて対応することとした。

一方、納付期日が平成24年1月のため、議会の招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年12月22日

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月22日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		693,831	2,576	696,407
	3 営業外収益	64,418	2,576	66,994
歳入	合計	693,836	2,576	696,412

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 事業税費		11,780	2,576	14,356
	1 営業外費用	11,780	2,576	14,356
歳出	合計	693,836	2,576	696,412

議案第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり

3 専決処分した日 平成24年2月20日

4 専決処分の理由 沖縄振興一括交付金（仮称）を活用した船舶等による離島住民割引運賃に関する事業を円滑に実施するため、証明写真作成手数料等の項目を追加する必要がある。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

沖縄振興一括交付金（仮称）を活用した船舶等による離島住民割引運賃に関する事業を円滑に実施するため、座間味村手数料徴収条例の一部を改正し、住民の依頼に基づき、証明写真を作成する事務の対価として手数料を徴収することができるようにする必要があるが生じた。

そのため、当該条例を改正するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年2月20日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

第2条第1項に次の3号を加える。

（31）複写機による複写（モノクロームでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 30円

（32）複写機による複写（カラーでA3判以下の用紙に限る。）手数料 1面につき 150円

（33）証明写真（L判の用紙に限る。）作成手数料 1件につき 500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成23年度座間味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,677,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		107,922	25,906	133,828
	2 国庫補助金	86,487	25,906	112,393
16 繰入金		157,747	28,143	185,890
	2 基金繰入金	111,793	28,143	139,936
17 繰越金		105,906	70,954	176,860
	1 繰越金	105,906	70,954	176,860
19 村債		79,409	△14,000	65,409
	1 村債	79,409	△14,000	65,409
歳入合計		1,566,852	111,003	1,677,855

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		333,106	9,501	342,607
	1 総務管理費	300,290	9,501	309,791

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		113,679	5,940	119,619
	1 保健衛生費	78,246	5,940	84,186
6 農林水産費		64,058	517	64,575
	3 水産業費	25,563	517	26,080
10 教育費		328,725	256	328,981
	2 小学校費	205,078	256	205,334
13 諸支出金		66,999	94,789	161,788
	2 公営企業費	66,993	94,789	161,782
歳出合計		1,566,852	111,003	1,677,855

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 債	千円 38,000	証書借入 又は 証券発行	% 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 24,000	証書借入 又は 証券発行	% 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費		千円
		座間味小学校校舎改築設計管理委託業務	3,277
		座間味小学校校舎改築工事	98,631
		座間味小学校校舎改築仮設道路工事	2,570

議案第5号

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		31,055	△4,847	26,208
	1 営業収入	31,055	△4,847	26,208
3 繰入金		47,903	5,940	53,843
	1 繰入金	47,903	5,940	53,843

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県 支 出 金		6,200	△1,093	5,107
	1 県 補 助 金	6,200	△1,093	5,107
歳 入 合 計		191,369	0	191,369

議案第6号

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）

平成23年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ696,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 収 入		696,407	0	696,407
	1 運 航 収 入	626,718	△94,789	531,929
	3 営 業 外 収 益	66,994	94,789	161,783
歳 入 合 計		696,412	0	696,412

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運 航 費 用		416,252	800	417,052
	9 船 費	252,725	800	253,525

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		97,026	△800	96,226
	3 船舶備船料	29,079	△400	28,679
	5 店費	64,900	△400	64,500
歳出合計		696,412	0	696,412

議案第8号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）等が公布されたことに伴い、本条例を改正する必要がある。これが本議案を提出する理由である。

座間味村税条例の一部を改正する条例

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「1000本につき2,190円」を「1,000本につき2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条例において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について「損失対象金額」という。）について「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。」を「年度分で当該損失対象金額が生じた都市の末日に属する年度の翌年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則の次に1条を加える。

(個人の村民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の第25条村民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定 平成25年1月1日

(2) 第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定 平成25年4月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の村税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の村税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

議案第9号

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年座間味村条例第11号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年座間味村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住居」を「住所」に改め、次のなお書を加える。

なお、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、村の区域外に住所を有する場合

であっても、対象とすることができる。

第6条第1項中「の日の属する月の翌月の初日から、」を「日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、村の区域内に住所地在を有することになった日）の属する月の翌月の初日から」に改め、同条第2項中「の属する月の末日」を「日の前日（死亡の場合は、発生日当日）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

南部広域行政組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年5月1日から南部広域行政組合の共同処理する事務に「一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を加え、南部広域行政組合格約を別紙のとおり変更する。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年5月1日から南部広域行政組合の共同処理する事務に「一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を加えることに伴い、南部広域行政組合格約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

南部広域行政組合格約の一部を改正する規約

南部広域行政組合格約（昭和56年沖縄県指令総第154号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加える。

（3）一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務

別表第2中 「 第3条第3号に関する事務 」 を 「 第3条第3号及び第4号に関する事務 」 に改める。

附 則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。

議案第11号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第291条の3第3項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県介護保険広域連合事務所の位置の変更に伴い、沖縄県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要である。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号―第396号）の一部を次のとおり変更する。

第6条中「中頭郡北谷町」を「中頭郡読谷村」に改める。

附 則

この規約は、沖縄県介護保険広域連合長が規則で定める日から施行する。

議案第12号

平成24年度座間味村一般会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計予算

平成24年度座間味村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300,900千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		70,403
	1 村 民 税	26,320
	2 固 定 資 産 税	36,677
	3 軽 自 動 車 税	2,173
	4 村 た ば こ 税	5,233
2 地 方 譲 与 税		8,316
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,410
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,904
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1	
3 利 子 割 交 付 金		243
	1 利 子 割 交 付 金	243
4 配 当 割 交 付 金		92
	1 配 当 割 交 付 金	92
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		17
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	17
6 地 方 消 費 税 交 付 金		9,174
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,174

款	項	金額
7 自動車取得税交付金		1,252
	1 自動車取得税交付金	1,252
8 地方特例交付金		2
	1 地方特例交付金	1
	2 特別交付金	1
9 地方交付税		858,497
	1 地方交付税	858,497
10 分担金及び負担金		48
	1 分担金	1
	2 負担金	47
11 使用料及び手数料		44,884
	1 使用料	39,469
	2 手数料	5,415
12 国庫支出金		67,260
	1 国庫負担金	15,088
	2 国庫補助金	49,955
	3 国庫委託金	2,217
13 県支出金		179,069
	1 県負担金	12,654
	2 県補助金	139,069
	3 県委託金	27,346
14 財産収入		283
	1 財産運用収入	281
	2 財産売却収入	2
15 寄付金		2,330
	1 寄付金	2,330
16 繰入金		15
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	14
17 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
18 諸 収 入		12,512
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	21
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 入	12,487
19 村 債		46,502
	1 村 債	46,502
歳 入 合 計		1,300,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		37,261
	1 議 会 費	37,261
2 総 務 費		213,746
	1 総 務 管 理 費	191,216
	2 徴 税 費	10,531
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	6,995
	4 選 挙 費	3,494
	5 統 計 調 査 費	400
	6 監 査 委 員 費	1,110
3 民 生 費		161,666
	1 社 会 福 祉 費	142,197
	2 児 童 福 祉 費	19,452
	3 生 活 保 護 費	16
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		121,030
	1 保 健 衛 生 費	78,546
	2 清 掃 費	42,484
5 労 働 費		8
	1 失 業 対 策 費	8
6 農 林 水 産 費		61,102
	1 農 業 費	16,663
	2 林 業 費	22,662
	3 水 産 業 費	21,777

款	項	金額
7 商 工 費		69,047
	1 商 工 費	69,047
8 土 木 費		160,780
	1 土 木 管 理 費	682
	2 道 路 橋 り よ う 費	85,914
	3 河 川 費	9,185
	4 港 湾 費	3,294
	5 下 水 道 費	37,212
	6 住 宅 費	1,618
	7 空 港 費	22,875
9 消 防 費		6,156
	1 消 防 費	6,156
10 教 育 費		153,775
	1 教 育 総 務 費	56,938
	2 小 学 校 費	30,237
	3 中 学 校 費	16,776
	4 幼 稚 園 費	25,765
	5 社 会 教 育 費	2,957
	6 保 健 体 育 費	21,102
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 その他公共施設、公用施設災害復旧費	1
12 公 債 費		224,364
	1 公 債 費	224,364
13 諸 支 出 金		91,461
	1 普 通 財 産 取 得 費	4
	2 公 営 企 業 費	91,455
	3 基 金 費	2
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,300,900

議案第13号

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,717千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		30,948
	1 国民健康保険税	30,948
2 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
3 使用料及び手数料		3
	1 使用料	1
	2 手数料	2

款	項	金額
4 国庫支出金		55,499
	1 国庫負担金	36,728
	2 国庫補助金	18,771
5 療養給付費交付金		2,482
	1 療養給付費交付金	2,482
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		9,480
	1 県負担金	1,035
	2 県補助金	8,445
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		27,151
	1 共同事業交付金	27,151
10 繰入金		26,140
	1 一般会計繰入金	26,139
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		10
	1 延滞金及び過料	3
	2 預金利子	2
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	4
歳入合計		151,717

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		8,686
	1 総務管理費	8,644
	2 徴税費	3
	3 運営協議会費	38
	4 趣旨普及費	1

款	項	金額
2 保 險 給 付 費		75,093
	1 療 養 諸 費	64,558
	2 高 額 療 養 費	8,401
	3 出 産 育 児 諸 費	2,102
	4 葬 祭 諸 費	30
	5 移 送 費	2
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		23,721
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	23,721
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		3
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3
5 老 人 保 健 拠 出 金		4
	1 老 人 保 健 拠 出 金	4
6 介 護 納 付 金		11,609
	1 介 護 納 付 金	11,609
7 共 同 事 業 拠 出 金		28,729
	1 共 同 事 業 拠 出 金	28,729
8 保 健 事 業 費		3,865
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,340
	2 保 健 事 業 費	2,525
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		2
	1 公 債 費	2
11 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3
12 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		151,717

議案第14号

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,133千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、5,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,371
	1 後期高齢者医療保険料	4,371
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 付 金		2
	1 寄 付 金	2
4 繰 入 金		3,747
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,747
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
6 諸 収 入		10
	1 延滞料、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預 金 利 子	1
	5 雑 入	5
歳 入 合 計		8,133

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		92
	1 総 務 管 理 費	65
	2 徴 収 費	27
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,037
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,037
3 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		8,133

議案第15号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,121千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		27,951
	1 営業収入	27,951
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		49,333
	1 繰入金	49,333
4 国庫支出金		137,832
	1 国庫補助金	137,832
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		2
	1 雑収入	2
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		68,000
	1 村債	68,000
歳入合計		283,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 事 業 費		231,895
	1 営 業 費	231,895
2 公 債 費		51,224
	1 公 債 費	51,224
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
4 前 年 度 繰 上 充 用 金		1
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1
歳 出 合 計		283,121

議案第16号

平成24年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成24年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,022千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 下水道収入		8,805
	1 下水道収入	8,805
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		37,212
	1 繰入金	37,212
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		46,022

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		11,943
	1 下水道事業費	11,943
2 公債費		34,078
	1 公債費	34,078
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		46,022

議案第17号

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,748千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		5,170
	1 下水道収入	5,170
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		18,573
	1 繰入金	18,573
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		1
	1 村債	1
歳入	合計	23,748

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 事 業 費		12,768
	1 漁 業 集 落 排 水 事 業 費	12,768
2 公 債 費		10,979
	1 公 債 費	10,979
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		23,748

議案第18号

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,077千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		726
	1 下水道収入	726
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		4,345
	1 繰入金	4,345
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		5,077

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		2,769
	1 農業集落排水事業費	2,769
2 公債費		2,307
	1 公債費	2,307
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		5,077

議案第19号

平成24年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計予算

平成24年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ625,544千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年3月7日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		625,539
	1 運 航 収 入	532,833
	2 営 業 収 益	1,250
	3 営 業 外 収 益	91,456
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 村 債		4
	1 村 債	4
歳 入 合 計		625,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		414,167
	1 旅 客 費	4,960
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	258
	3 貨 物 費	352
	4 郵 便 取 扱 費	1
	5 燃 料 潤 滑 油 費	136,412
	6 養 缶 水 費	1,032
	7 港 費	1,082
	8 雑 費	1,204
	9 船 費	268,866
2 営 業 費 用		77,399
	1 保 險 料	2,140
	2 減 価 償 却 費	1
	3 船 舶 備 船 料	6,353
	4 航 路 付 属 施 設 費	964
	5 店 費	67,941
3 財 産 費		44,058
	1 普 通 財 産 費	44,057
	2 積 立 金	1
4 事 業 税 費		13,000
	1 営 業 外 費 用	13,000
5 公 債 費		76,518
	1 公 債 費	76,518
6 予 備 費		400
	1 予 備 費	400
7 前 年 度 繰 上 充 用 金		1
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1
8 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
歳 出 合 計		625,544

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで、提出議案の説明は終わります。

暫時休憩いたします。休憩中に公共工事現場調査にまいります。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃